

第2回日野町議会定例会会議録

平成30年3月27日(第5日)

開会 9時20分

閉会 17時11分

1. 出席議員(13名)

1番	堀江和博	8番	蒲生行正
2番	後藤勇樹	9番	富田幸
3番	奥平英雄	10番	高橋涉
4番	山田人志	11番	東正幸
5番	谷成隆	12番	池元法子
6番	中西佳子	14番	杉浦和人
7番	齋藤光弘		

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

13番 對中芳喜(欠席)

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(17名)

町長	藤澤直広	教育長	今宿綾子
総務政策主監	池内俊宏	教育次長	高橋正一
総務課長	西河均	企画振興課長	安田尚司
税務課長	増田昌一郎	住民課長	澤村栄治
福祉保健課長	池内潔	子ども支援課長	宇田達夫
長寿福祉課長	夏原英男	農林課長	藤澤隆
商工観光課長	外池多津彦	建設計画課長	望主昭久
上下水道課長	長岡一郎	生涯学習課長	日永伊久男
会計管理者	福本喜美代		

4. 事務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長 山添昭男 総務課主査 角浩之

5. 議事日程

- 日程第 1 議第 23 号 平成 29 年度日野町一般会計補正予算（第 8 号）の撤回について
- 〃 2 議第 40 号 平成 29 年度日野町一般会計補正予算（第 9 号）
- 〃 3 議第 41 号 平成 29 年度日野町一般会計補正予算（第 10 号）
- 〃 4 議第 40 号から議第 41 号まで（平成 29 年度日野町一般会計補正予算（第 9 号）ほか 1 件）について
〔質疑・委員会付託〕
- 〃 5 議第 9 号から議第 22 号まで（日野町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準等を定める条例の制定についてほか 13 件）および議第 24 号から議第 38 号まで（平成 29 年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）ほか 14 件）および議第 40 号から議第 41 号まで（平成 29 年度日野町一般会計補正予算（第 9 号）ほか 1 件）および請願第 16 号（主要農作物種子法に代わる公共品種を守る新しい法律をつくることを求める請願）について
〔委員長報告・質疑・討論・採決〕
- 〃 6 決議案第 1 号 北方領土問題の解決促進等を求める意見書決議について
- 〃 7 議第 42 号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 〃 8 議員派遣について
- 〃 9 委員会の閉会中の継続調査について

会議の概要

－開会 9時20分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。全員、ご起立をお願いいたします。

一同礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

ただいまの出席議員は13名であります。なお、13番、對中芳喜議員におかれましては体調不良のため欠席届が提出されております。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

日程第1 議第23号、平成29年度日野町一般会計補正予算（第8号）の撤回についてを議題といたします。町長から議第23号、平成29年度日野町一般会計補正予算（第8号）の撤回の理由の説明を求めます。

町長。

町長（藤澤直広君） 皆さん、おはようございます。今日は閉会日ということでございまして、当初の予定では午後からの開会ということでございましたが、今回、平成29年度日野町一般会計補正予算（第8号）の一部において歳入歳出にそごがあったということで大変ご迷惑をおかけし、日程変更までしていただく中でご審議をお願いすることになったことを改めておわびを申し上げるところでございます。なお、こうしたミスがあったことから私といたしましても報酬の削減についてもお願いをしていきたいとこのように考えておるところでございます。

それでは、日程第1 平成29年度日野町一般会計補正予算（第8号）の撤回請求について。

本件につきましては、平成30年3月1日に提出いたしました議第23号、平成29年度日野町一般会計補正予算（第8号）の一部に歳入歳出のそごがあったためお願いするものでございます。内容につきましては、補正予算書の4ページ、第1表 歳入歳出予算補正の中の歳出第3款民生費・第2項児童福祉費およびその財源についてそごがあったものでございます。詳細につきましては歳入歳出補正予算事項別明細書15ページの第14款国庫支出金・第1項国庫負担金・第1目民生費国庫負担金中の施設型給付・地域型保険給付負担金および17ページの第15款県支出金・第1項県負担金・第1目民生費県負担金中の施設型給付・地域型保育給付負担金にわらべ保育園の保育士等の処遇改善に係る金額を含む予算を計上しておりましたが、43ページのわらべ保育園の運営事業においてこれらを財源とする保育所入所運営事業負担金の計上漏れがあったものでございます。つきましては日野町議会会議規則第19条

第1項の規定により撤回をお願いするものでございます。大変ご迷惑をおかけしておりますが、どうぞよろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） 以上で撤回の理由の説明が終わりました。

ただいま撤回理由の説明がございましたが、この件につきましては、去る3月16日に開催されました予算特別委員会の終了時に、子ども支援課長より3月8日に判明したとの報告がありました。本来ならば迅速に議会に報告し、適切な措置を講じるべきところではありますが、委員会付託を行った予算特別委員会で慎重な審議を行った後に報告されたことについては議会軽視、議会との信頼関係を著しく損ねる行為であり、甚だ遺憾であります。町長には猛省を求めます。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議第23号、平成29年度日野町一般会計補正予算（第8号）について、町長の説明のとおりそごがあり成立いたしませんので、請求どおり撤回を許可することにご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、よって議第23号、平成29年度日野町一般会計補正予算（第8号）の撤回については、これを許可することに決しました。

日程第2 議第40号から日程第3 議第41号まで、平成29年度日野町一般会計補正予算（第9号）ほか1件について、町長の追加提案理由の説明を求めます。なお、議第40号、平成29年度日野町一般会計補正予算（第9号）については、本日、町長から文書での撤回請求の事件、議第23号、平成29年度日野町一般会計補正予算（第8号）と内容が重複することから、重複する部分の説明を省略し、一部訂正部分のみを説明することで提案説明とさせていただくとのお願いがありました。これを認めますので、議第23号、平成29年度日野町一般会計補正予算（第8号）での説明された内容から一部訂正された箇所のみ説明を求めます。

町長。

町長（藤澤直広君） ただいまは平成29年度日野町一般会計補正予算（第8号）の撤回についてはお認めをいただきましてありがとうございます。こうしたことのないように努めてまいりたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

それでは、日程第2 議第40号、平成29年度日野町一般会計補正予算（第9号）について、提案理由の説明をさせていただきます。ただいま議長のご了承をいただきましたので、先に事件撤回しました、平成29年度日野町一般会計補正予算（第8号）の訂正部分のみご説明を申し上げます。

本案につきましては、第1条のとおり、日野町一般会計予算総額から、歳入歳出それぞれ1億2,372万1,000円を減額し、予算の総額を85億8,896万3,000円とするものでございます。

詳細についてご説明申し上げます。8ページからの歳入歳出補正予算事項別明細

書をご覧ください。まず歳入でございますが、22ページの第18款・繰入金につきましては、歳出の訂正に伴い、財政調整基金繰入金の減額補正していた金額を訂正し、計上しております。続きまして、歳出につきましては40ページをご覧ください。第3款民生費・第2項児童福祉費・第2目保育所・認定こども園費において、保育士等の処遇改善に要する経費を増額補正しております。そのほかについては第8号で提案いたしました内容と変更はございません。

以上、平成29年度一般会計補正予算(第9号)の提案説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、日程第3 議第41号、平成29年度日野町一般会計補正予算(第10号)。本案につきましては、第1条のとおり、日野町一般会計予算総額に歳入歳出それぞれ1億2,356万5,000円を追加し、予算の総額を87億1,252万8,000円とするものでございます。今回の補正は、国の補正予算に伴うものや、真に必要性が高い事業について、所要の予算措置を講じております。

詳細をご説明いたします。6ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧ください。まず歳入でございますが、8ページの第14款・国庫支出金につきましては、国の補正予算に対応する事業として実施する地方創生交付金事業(拠点整備交付金)を増額補正しております。第15款・県支出金につきましては、担い手確保・経営強化支援事業費補助金を新規計上しております。第18款・繰入金につきましては、不足する一般財源に対応するため、財政調整基金繰入金の取り崩しをするよう増額補正しております。第21款・町債につきましては、国の地方創生交付金事業に伴い、一般補助施設整備等事業債を増額補正しております。

続きまして、歳出の主なものについてご説明申し上げます。10ページ、第2款・総務費でございますが、国の補正予算である地方創生交付金事業を活用し、女性活躍支援施設整備に必要な経費を計上しております。第6款・農林水産業費では、先進的な農業経営の確立に意欲的な地域の担い手に対し、機械等の導入に必要な経費を計上しております。

それでは、予算書の説明に戻らせていただきます。第2条の繰越明許費の補正につきましては、4ページの第2表 繰越明許費補正のとおり地方創生交付金事業(女性活躍支援施設整備事業)をはじめ、2件について翌年度へ繰り越しを行い、予算を執行しようと追加するものでございます。第3条の地方債の補正につきましては、5ページの第3表 地方債補正のとおり一般補助施設整備等事業債の変更を行うものでございます。

以上、平成29年度一般会計補正予算(第10号)の提案説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(杉浦和人君) 以上で追加提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

なお、休憩中には議員全員協議会を開催いたしますので、議員の皆様におかれましては第2委員会室にお集まりをいただきたいと思います。

それでは暫時休憩いたします。

－休憩 9時31分－

－再開 10時00分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4 議第40号から議第41号まで（平成29年度日野町一般会計補正予算（第9号）ほか1件）についてを一括議題とし、各案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

4番、山田人志君。

4番（山田人志君） 私からは議第40号、平成29年度日野町一般会計補正予算（第9号）とそれに伴う第23号、補正予算（第8号）の撤回に関連して3点お尋ねさせていただきます。

議第23号の補正予算（第8号）では、いわゆる特定財源が計上されていて、それに対応する歳出が計上されていなかったということではありますが、歳出が計上されていないと特定財源の説明もないわけですから、なかなかその間違いというのは見つけづらい、分かりづらいというところが実際のことかと思えます。そうしたことからなかなか見つけづらい、分かりづらいということもあって、ほか2件の追加補正とあわせてその歳出も一緒に追加補正しようとしていたのかどうか。そういう意図であったのかということの確認をまず1点させていただきたいというふうに思います。

それから、2点目はそれに関連するんですが、この第23号の撤回の可能性のあるという情報を聞いたのは、予算委員会2日間やりましたその最終盤のところでありまして、もう当初予算の教育費に入る前ぐらいの時点でありました。なぜこの時期に、その時点までこの情報が入ってこなかったのかという話が2点目でございます。

それから3点目ですが、今、申し上げましたように予算特別委員会の最終盤にこの話を聞いたんですが、当然、補正予算（第8号）の審査というのは前日15日の午前中に終わっておりまして、もう既に終了している時点です。それも終わって翌日の当初予算の最終盤になったわけですが、その話を伺ったのは議長から伺って、内容も教えていただきました。議会の運営上あるいは実務上、議長からお聞きすればそれでいいことではあるんですが、申し上げてますようにもう既に特別委員会のテーブルにのっているもので、その審査も終わっているという状況を考えれば、これは世間一般の常識として、副議長にもあるいは委員長にもその声かけがあっただけ

るべきではなかったかと思うんですが、以上3点伺います。

議長（杉浦和人君） 4番、山田人志君の質問に対する当局の答弁を求めます。

総務課長。

総務課長（西河 均君） ただいま山田議員の方から日野町一般会計補正予算（第8号）の撤回と、そして日野町一般会計補正予算（第9号）に関連して3点ほど質疑をいただきました。

まず1点目でございますが、特定財源につきましては補正予算（第8号）で見ていたということと、特定財源について説明がないのでなかなか見つけにくい。当然、歳出の説明がないわけでございますから、それに伴う歳入の特定財源は説明させていただいておりませんので、当然のことだと思います。これが発覚した後につきましては、当初につきましては私どもが考えておったのは、最終日に追加提案という形でほかの追加提案の2件と、そして、歳出が見ておらなかったわらべの分につきましても一般財源での振替という形で3件まとめてという頭は、当初は追加補正をさせていただきたいということで考えておったのが現状でございます。

そして、2点目でございます。最終、そのことの報告が16日の予算特別委員会の午前中が終わった後に議長に報告を私と総務政策主監の方からさせていただいたというのが事実でございます。実は、このことが判明して内容が明らかになって、私どももこういうことであったということを理解したのが前日15日の夜でございます。それまでにつきましては担当課と再度中身を精査するように指示なりしていて、最終的に15日の夜に最終の内容を私らも説明を受けまして、はっきりと議会の方に説明できる内容が発覚したのが15日の夜でございましたので、16日にその旨の報告をさせていただいたというのが現実でございます。そしてその報告でございますが、既に8号のその部分の審査は終了しているということもございまして、まず議長に報告させていただいて、最終日に提案をというような私どもをお願いをさせていただいたわけでございますが、その後、委員長様への報告なりにつきましてもどういうふうな形でさせてもらうかにつきましては議長様の指示を仰ごうかなという意図もございまして、とりあえず議長様の方にご報告を申し上げたということでございますので、ご理解いただきますようによろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 3点目についてはきちっと答弁してもらったように思っていないんですが、世間の常識ではそうですよと。ひょっとしたら気づいてないんじゃないかなということで申し上げただけですので、それ以上の他意はございません。

1点目については、正直に答弁していただいたかなと思っています。要は、ほかの2件とあわせて追加提案をするというつもりでいたということですね。

2点目なんですけども、15日の夜に全てが判明したということなんですけども、

15日の午前中に、この第8号の審査中に実は東議員からこの件にかすめる質問が出てくるんですよ。そのときに担当課長、子ども支援課長からは実にさらっと答弁されて、ほとんどの人が多分意識しないまま、通り過ぎてるような状況だったんですが、今の答弁と絡めていくと、そのときにはまだ分からなかったからそんなふうに通り返してしまっただけというふうに解釈したらいいんでしょうか。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（宇田達夫君） ただいまの山田議員からの質疑でございますが、15日のそのときには、私、まだ詳しくその内容については分かっていない状況でございました。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 何人かの議員さんがお気づきだと思うんですが、16日の終了前の休憩のときに、子ども支援課長からあった話とは若干ちょっと矛盾があるかなどは感じるんですが、何分休憩中の話ですので、これ以上の質問は閉じさせていただいて、多分この後の話は予算特別委員会でいろいろな委員さんから話が出ようかと思っておりますので、そちらの方に譲るとして、私としての質疑はここで終わらせていただきます。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

8番、蒲生行正君。

8番（蒲生行正君） それでは、いつものように日野町一般会計補正予算につきまして、関連いたしましてご質問をいたします。追加議案であっても必ず質疑をさせていただきますので、今、山田議員からあった同じわらべ保育園運営事業に関連しましてお伺いをいたします。

私は長年にわたりまして日野町行政にかかわってまいりました。議会に一度提案されて審議を終えた議案が撤回され、改めて提案されることなど、また、特定財源の歳入があるのにその歳出がないということなど、今までのずっとの経験の中で私の記憶にはございません。長いことこの中にいさせていただきまして、議長さんと私が一番長いのかなとこういうふうに思いますが、多分議長さんもないのかなとこういうふうに思います。その原因が何かといえば単純なミス、チェックができていなかった、こういうことでございますが、そういう回答に対して私はそだねーと、こういうふうに納得はでき得ません。森田町政のときにこのような失態は考えられなかったことでございますし、奥野町政のときには職員の個人的な事件がありましたが、議会に議案にかかわるようなミス、失態は一度もありませんでした。昨年の7月に固定資産税評価漏れ、農道工事の入札による3回にわたる違算、そして議決を無視したあり得ない出来事がありました、公共下水道事業における起債限度額を超えての借入れ、そして今回。1年度内に4回目となる失態。一体藤澤町政はど

うなっているのでしょうか。まともに機能していないと言わざるを得ません。今回もこのミスに関する職員に対して文書訓告なり口頭注意の処分が行われたようですが、前回の失態が職員全体に教訓として生かされていないことの方がこの処分をするよりも大きな問題であるというふうに私は思います。平成29年度に1年度内に4回目の失態であります。藤澤町政となってから都合何回このような失態が起こっているのでしょうか。

そこでまず、今回の失態の根本的な原因が何なのかお伺いをいたします。そして次に、今回の失態に対して今後繰り返すことのないようにするための対策を協議されたのか。そして、どのような対策をとられるのかをお伺いいたします。3点目、このような失態が生じた場合、町当局は常に職員研修を行うと言われますが、どのような職員研修を今後行われるお考えなのかお伺いいたします。最後に、藤澤町政になってからここ4年余りで職員への処分件数をお聞きいたします。

以上、4点について納得できる答弁を藤澤町長に求めます。

議長（杉浦和人君） 8番、蒲生行正君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

町長（藤澤直広君） 蒲生議員からただいまの平成29年度補正予算（第8号）の撤回、さらには撤回をしながら出し直しをさせていただいたわけではありますが、こうした不祥事、さらには7月に3つの点で固定資産の評価漏れ、さらには農道の入札のミス、そして下水道の起債の上限超えということがあった。あわせて今回このような単純ミスが生じた原因は何なのかと、こういうことでございます。教訓が生かされていないんじゃないかと、こういうことでございます。もうご指摘のとおりで返す言葉もないわけでございます。7月にあした事故が、事故と言いましょか間違いが起こり、しっかりと書類等に目を通し、チェックをする体制をとるようにとっただけに、今回の予算編成上の初歩的ミス、ミスとも言えないぐらいのものが起こったことは大変残念で、私としては残念であります。議員をはじめとして皆さんには大変なご迷惑をおかけしたと、このように思っております。

原因につきましては、まさに課内における情報の共有とチェックの機能が働いてなかったということに尽きるものとこのように思っております。そうした中で対策はどうするのかということでございますが、実務的には歳入と歳出は基本的にリンクするものでありますから、歳入と歳出がリンクしてどのように予算を調整していくのかという技術的なことについても考えなければならないのではないかと、このように思っております。あわせて大事なことは、やはり職場の中において情報を共有するということが一番私は大事だと常々言っておるわけございまして、自分の仕事だけでなく課内の仕事もいろんな情報交換と言いましょか、雑談を通じて隣の職員がやっても含めて理解をするという風土が一番大事な

ことなんではないかというふうに思っておりますので、事務手続上どこでチェックを働かす仕組みを入れるのかということは、これはまた総務課を中心に検討しなければならぬものと思っておりますし、こんなミスが生じたことに対しては職場の風土としてはやはり自分の仕事だけにとらわれることなく、課内の仕事全体に、少なくともグループ内の仕事には共通の認識が広がるような日ごろからの意見交換、関心を持つ、そういうことが私は大事なのではないかとこのように思っております。

また、これを受けての研修ということでございますが、今申し上げました2点について事務的にも職員に徹底することも含めて、もう今は3月、この時期でございますので、来年度どうしていくのかということでございますが、やはりこの間、退職が多かったことから若い職員の採用が続いておりまして、ここ3年間で約50人ぐらゐの新規採用職員といひましようか、新しい職員を迎えておりますので、そういう若い職員をしっかりと行政実務の中で法令も含めて読み解く能力をつけていく。そしてチームワークで仕事をする。こういうことを徹底する必要があるだろうということで、改めて職員の人材育成に向けても翌年度、精力的に取り組まなければならぬものこのように思っております。

次に、処分の件数でございますが、自らにかかわるものにつきましては以前、台風の特別警報の周知を怠ったこと、そして当時、ちよつとうろ覚えですけどまちかど感応館のところの包装場の解体で文科省文化庁へおわびに行ったこと、そして当時、住民課で外部の団体の経理のミスがあったことなどをもって、私の管理責任のもとで私自らも報酬カット等の対応をさせていただいたということでございます。

議長（杉浦和人君） 蒲生行正君。

8番（蒲生行正君） 正直なところこのような質問をしたいという気は全くなくて、したくないところでございます。ただ、今年は今までのミスよりも、下水道の問題と今回の問題、この2つは普通の問題と全然レベルが違う。交通事故とかそういうことはしょっちゅう皆起こす。当たり前というか起こしたらあかんのですけど、やってしまう可能性は大いにあるが、こういうチェック機能というのは中の中できちつとなっていたら、体制ができていれば絶対こういうミスは起こらないと、こういうところでございます。藤澤町政になってからグループ制という形、昔は上から主監がいて、課長がいて、係長がいてと係でがんじがらめにしてた。これがよいのか悪いのかということは私には判断はできかねますが、ただ、グループ制になってやんわりやんわりになってきた。そういうことがこういうミスにつながっているのかなど、こういうふうにも思うところでございます。どんだけしたところでこういう失態が二度と起こらないということはあり得ないとは思いますが、起こらないような方策をどうしていくか、確かに町長の言われた情報の共有というのも大事やと思ひますし、そういうのをきちつとしていくこと、それに対してどういう研修をされ

るのか、来年、平成30年度、私としては見守らせていただきたいなどかのように思います。

以上、終わります。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。議第40号から議第41号まで（平成29年度日野町一般会計補正予算（第9号）ほか1件）について、委員会付託を行います。

お諮りいたします。委員会付託につきましては、委員会付託案件の朗読を省略し、お手元へ配付いたしました付託表により予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、お手元へ配付いたしました付託表により予算特別委員会に付託いたします。

再度お諮りいたします。予算特別委員会では撤回となった議第23号、平成29年度日野町一般会計補正予算（第8号）の審議は既に終了されておりますので、そこでの審議をされました内容につきましては無効とせず、議第40号、平成29年度日野町一般会計補正予算（第9号）の審議に継承されたものとみなし、取り扱うことにご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認めます。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

なお、休憩中には予算特別委員会を開催いただきまして、予算特別委員の皆さんには第2委員会室にお集まりをいただきたいと思います。

暫時休憩をいたします。

— 休憩 10時24分 —

— 再開 14時00分 —

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 議第9号から議第22号まで（日野町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準等を定める条例の制定についてほか13件）および議第24号から議第38号まで（平成29年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）ほ

か14件) および議第40号から議第41号まで(平成29年度日野町一般会計補正予算(第9号)ほか1件) および請願第16号(主要農作物種子法に代わる公共品種を守る新しい法律をつくることを求める請願) についてを一括議題とし、各委員長より審査結果の報告を求めます。

総務常任委員長 9番、富田 幸君。

9番(富田 幸君) それでは、平成30年第2回3月定例会総務常任委員会の委員長報告を行います。

去る3月19日午前8時57分より、第2委員会室において総務常任委員会を開催いたしました。出席者は對中委員を除く委員7名と、執行側から町長、教育長、総務政策主監、教育次長、総務課長ほか関係課長や職員の出席のもと、町長の挨拶を受け、本委員会に付託のありました議第12号、日野町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてほか3件でありましたが、議案の説明については先の議員全員協議会にて説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

まず、議第12号、日野町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。

委員より、この議案については既に審査会で委員が委嘱されているが、先の町長選挙前に選挙人名簿を閲覧された人が含まれているとすると、この人が個人の情報を審査する立場となることに問題はないのかとの質問に、総務課長より、情報公開・個人情報保護審査会の委員の中に、町長選挙のときに選挙人名簿を閲覧された人がおられた場合それに問題があるのかということですが、急なことなので法的にどうかというのが調べられていないので回答はできません。

委員より、委嘱された方の地元からの推薦などはどのように今日までされているのか。このような場合は誰が推挙されるのか。

企画振興課長より、専門の委員3名については、基本的には専門の先生であるので、交代の場合は後任の方の人選をお願いしている。弁護士と大学教授2名が専門の委員となっている。残り2人が学識経験者として一般の方となっています。1人は郵便局に勤めておられた経過から、そういう分野に精通されていることから選ばれた。もう1人は清水さんが交代されたもので、清水さんは行政経験者で個人情報の扱いを実際に知っておられる方ということからお願いした経緯があり、清水さんが交代を希望されたことから、同じような経験のある方をお願いした。

委員より、委員であった人が名簿を閲覧するということに違和感はないのか。委員であっても個人の権利として認められているという解釈でよいのか。

総務課長より、その方が名簿の閲覧をされたかどうかを把握していないので、これについてのコメントは差し控えたい。

委員より、個人識別符号とは何か。どういうものが挙げられるのか。

企画振興課長より、従前は氏名、住所、生年月日等で個人を識別する情報で対応されていたが、今回の改正ではDNAや顔、目の虹彩、声紋、指紋等身体的な特徴も個人情報として含まれる。それ以外に旅券の番号や基礎年金番号等も個人識別符号として追加した。

委員より、個人を特定する番号として免許証番号や保険証番号等全てが個人情報として挙げられるということか。

企画振興課専門員より、個人識別符号として新たに追加がされ、個人として特定できるものは認定がされた。テクノロジーの進化に伴い、そういった個人情報についても保護の対象として明確化された。個人を特定できる番号は全て個人情報ということになる。

委員より、個人情報に対する職員への指導等は今後行うのか。

企画振興課長より、個人識別符号については既に町の定める個人情報として広く解釈している部分がある。今回の改正により新たに個人情報に該当するものは、関係課において協議したものを個人情報取扱事務登録簿に記載し、審査会に報告することになる。基本的には関係する課においては個人情報の認識をしてもらうことになるが、全職員に対しても研修等で対応したい。

以上でほかに質疑なく、次に、議第13号、特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑に入りました。

委員より、学校医の報酬を改正するものだが、全国的にはどうなのか。学校医と歯科医との差についての説明もお願いしたい。

教育次長より、全国の報酬額は把握していないが、報酬の算定方法については基本年額と児童生徒の人数割額の合計で定めている方法が、県内19市町中18市町が同じなので全国的にもその方法が多いものと推測している。学校医と歯科医の報酬額の差異についても、それぞれの市町の経過がある中でそれぞれの特別職報酬条例により決められており、全国的にも県内市町でも報酬額に差があるものと思っている。日野町では平成3年に報酬額を改定して以来、改正を行っていない。医師会および歯科医師会から、近隣市町に比較して報酬額が低額であるとの内容をお伺いしてきた経過があることから、今回改正を行った。

ほかに質疑なく、次に、議第20号、日野町道路標識に関する寸法を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。

副委員長より、条例の新旧対照表を見てもどこが改正されたのか分かりにくい。説明をお願いしたい。

建設計画課長より、新旧対照表ではほとんど変わりはないが、117の2、サービスエリアまたは駐車場からの本線入口、118の3、高速道路番号がそれぞれ追加された

ため番号ずれが生じたことから条例を改正するものです。

副委員長より、町内において木の枝や竹等で見にくい標識があるが、その対応についてはどう考えているのか。

建設計画課長、台風等の後以外でのパトロール等は実施していないが、日々の業務の中で対応したいと考えているとの答弁がありました。

ほかに質疑なく、続いて議第37号、平成30年度日野町西山財産区会計予算についてを議題としました。

委員より、西山財産区の会計や事務局は、総務政策主監がされていると承知しているが、退職後の対応はどのようにされるのか。

総務課長より、西山財産区の事務局は、所在する地区の職員が担当している経緯がある。総務政策主監の退職後は所在地区の職員がいないことから、西山財産区の事務は平成30年度からは、総務課で担当する事務と管理委員会で行っていただく事務を仕分けして、総務課の事務は総務課事務分掌で明記して担当することとしている。

9時30分、質疑を終了し、討論に入りましたが、討論なく、採決を行いました。起立全員により、本委員会に付託のありました議第12号、日野町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてほか3件については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、提出案件のうち本委員会に付託のありました案件の審査は全て終了し、町長の挨拶をいただき、ここで執行側の退席があり、暫時休憩としました。

9時40分、会議を再開し、提出されている北方領土問題の解決促進等を求める意見書(案)についてを議題とし、杉浦委員から趣旨説明を受け、審議に入りました。

委員より、特に反対をするものではないが、返還に向けては難しい問題であり、現状はどのような状況か。

杉浦委員より、現状は容易な状況ではない。ロシアは日本と政治スタイルも違うことからなかなか難しいのではないかと。プーチン大統領が再選されるようだが、ロシアの人間性もあり現状は厳しい。

委員より、意見書の記の2の部分で学校現場等における青少年に対する北方領土教育等の充実と強化を図るとあるが、その経緯は正しく伝えなければならない。正当で正確な教育でなければならない。

杉浦委員より、日本の領土については、中国や韓国との間でも問題となっている。青少年には日本の領土であることの正しい教育をすることが必要がある。

以上で審議を終了し、討論はなく、採決に移りました。起立全員であり、北方領土問題の解決促進等を求める意見書(案)は原案のとおり採択するものと決しました。

以上をもって本委員会に付託されました案件は全て審査を終了し、午前9時52分、委員会を閉会しました。

これで、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

議長（杉浦和人君） 次に、産業建設常任委員長 6番、中西佳子君。

6番（中西佳子君） 平成30年度第2回定例会産業建設常任委員会委員長報告をさせていただきます。

去る3月20日午後1時55分より、第1・2委員会室において産業建設常任委員会を開催いたしました。委員1名は病気療養のため欠席となり、委員7名と議長、執行側より藤澤町長、池内総務政策主監をはじめ関係各課職員の出席のもと、町長、議長の挨拶を受けました。本委員会に付託の議案は、議第10号、近江日野まちなか観光交流拠点施設の設置および管理に関する条例の制定についてほか7件であります。議案の説明については、先の議員全員協議会で受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

まず、議第10号、近江日野まちなか観光交流拠点施設の設置および管理に関する条例の制定についてを議題とし、質疑に入りました。

委員より、日野駅舎や感応館などがあるが、日野町は観光産業として成り立つのは大変難しい。観光、観光と安易に観光を打ち出し、目標がないと結果や成果が見えてこないと思うが、どうか。

商工観光課より、日野町は温泉などがある観光地とは違う。自然、町並みなど資源がたくさんある。すばらしい町であることを地元の人に認識してもらうことが大切である。日野駅舎、感応館を拠点に観光客の皆様によい町、心安らぐ町として観光していただきたい。その中から、新たな事業が起業すればと思っている。

委員より、観光、観光というと目的が曖昧になるので、どういう人がどういう目的でターゲットを絞った方がよいと思う。

ほかに質疑なく、次に、議第18号、日野町営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として、質疑に入りました。

副委員長より、町営住宅の入居を希望されている人を町営住宅に案内したが、老朽化しており思案されていた。新しい町営住宅建設の予定はどうか。また、リフォームの計画はあるのか。

建設計画課より、町には内池、西山、大谷の町営住宅があるが、長寿命化計画を立て長もちできるように考えている。新設は考えていない。リフォームについては、入居者の高齢化に対する課題があるが、具体的な計画はしていない。

副委員長より、若い世帯の方が住みやすい住宅に改修されるようお願いする。

議長より、現在の町営住宅では入居者の希望が余らないと聞いている。移住・定住の施策の中で、新しい区画整理内に新しい公営住宅を建て、入居者を呼び込み、

にぎわいをつくることを考えるべきである。町内の空き家やアパートへの入居率など調査しているのか。

建設計画課より、調査はしていない。今ある施設管理を第一に考えているが、町全体的の住宅施策、町営住宅のあり方など、長寿命化を進める中で勉強しなければならないと思う。

委員より、現時点で認知症などの入居者はおられるのか。

建設計画課より、該当する方はいない。

ほかに質疑なく、次に、議第21号、日野町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたしました。

委員より、100分の10は建蔽率であって、第1条の7は敷地面積の制限で100分の50との関係を説明してほしい。

建設計画課より、国の上位法の改正により、今回、町の条例を改正することとなった。公募対象公園施設は現在日野町にはないが、建蔽率が100分の2から100分の10の上乗せとなった。100分の50については、運動施設率である。

副委員長より、日野川ダムの東屋でバーベキューをしている方がいるが、いいのか。

建設計画課より、火気は禁止である。原則禁止でお願いしたい。日野川ダムは都市公園ではないが、同じような考え方でお願いしたい。

委員より、蔵王ダムの親水公園の使用は問い合わせ先が大谷公園体育館となっているが、いいのか。

建設計画課より、蔵王ダムに来られた方が、デイキャンプ、グラウンドゴルフなどダムに親しむ場所として利用している。予約は要らない。管理は建設計画課で、大谷公園が問い合わせ窓口となっている。

ほかに質疑なく、次に、議第22号、日野町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたしました。

委員より、日野北第3が増えるのか。

上下水道課より、日野北第2から北第3へ延長した。中央エリアが西大路から日野駅まで、西は必佐地区のエリアとなっている。

ほかに質疑なく、次に、議第26号、平成29年度日野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたしました。

委員より、受益者負担が例年より2,727万円も増えているのは何か。

上下水道課より、日野第2工業団地で新規の公共柵の設置が2カ所あり、一括払いによる2,530万円の収入が主である。

ほかに質疑なく、次に、議第27号、平成29年度日野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたしました。

委員より、消費税はどのくらい払っているのか。

上下水道課より、公共下水道で平成29年の見込みは2,286万6,000円、農村下水道は407万9,000円となっている。

委員より、歳入の使用料が減少している要因は何か。

上下水道課より、人数割が減少したためである。

ほかに質疑なく、次に、議第33号、平成30年度日野町公共下水道事業特別会計予算を議題といたしました。

委員より、流域下水道への負担金の内容は何か。また、負担金は少なくなっているのか。

上下水道課より、施設の更新や耐震補強工事などがある。負担金は現在2.36パーセントで、以前はその倍くらいであった。

委員より、歳出の工事請負費が昨年より増加している理由は何か。

上下水道課より、平成30年度については雨水排水事業で増額を見込んでいる。

副委員長より、上下水道の安部居、鳥居平の説明を受けた。現在、工事によってでこぼこしており危険である。いつごろ工事となるのか。

上下水道課より、平成30年度の計画としては、管路工事の舗装復旧工事を計画している。夏ごろには施行したいと考える。

ほかに質疑なく、次に、議第34号、平成30年度日野町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたしました。

副委員長より、ディスポーザー導入のメリットは何か。また、汚泥処理肥料は使い切っているのか。乾燥車の導入経費など効果はどのくらいか。

上下水道課より、導入によってゴミの減量にもなり、汚泥処理場で発生する肥料もよくなっている。乾燥肥料は、町内で使い切っている。乾燥車の導入前は汚泥処分費用に800万円かかっていたが、導入後は減価償却費を含めると400万円程度である。15年ぐらいは使いたい。

副委員長より、処理場への負担は増えないのか。肥料は重く、高齢者には扱いにくい。また、肥料利用の広報を行うべきではないか。

上下水道課より、負荷は特に問題はない。肥料は15キロで、高齢者には重たいと感じる。状況を観察して研究していきたい。

ほかに質疑なく、討論に入りました。討論なく、採決に入りました。議第10号、近江日野まちなか観光交流拠点施設の設置および管理に関する条例の制定についてほか7件について、討論なしのため一括採決し、全員賛成により、原案どおり可決することに決しました。

以上で本委員会に付託がありました議案は審査が終了いたしましたので、町長の挨拶をいただきました。暫時休憩の後、会議を再開し、請願第16号、主要農作物種

子法に代わる公共品種を守る新しい法律をつくることを求める請願についてを議題として、紹介議員より説明を受け、質疑に入りました。

副委員長より、請願を提出した団体である日野町農民組合の目的、活動、運動はどのようなものなのか。

委員より、農民組合は最近できた組織である。T P P 反対から町民の命と暮らしを守る町民会議と一緒に活動していこうという組織である。

副委員長より、もし政治利用するような団体等であれば、問題があると思われる。種子法は食料安定供給のため、1965年に制定された。現在は米が余っており、食料消費を推進しなければならないが、米に限って言えば県が開発した種子しか採用されず、種子法は民間の介入を拒んだものだ。遺伝子組み換えやT P P、農薬など種子法とは関係ない。もっと世界への販売をすることの方が大事だと思う。

委員より、農家は安い種子を求めている。住友化学とアメリカのモンサントの開発した種子は高い。遺伝子組み換えも行われている。種子は高くなり、その種子しか使えないのは危険である。三井化学の種子もしかりである。食料の安定供給を脅かしている。

副委員長より、野菜の種は海外の種子が席卷しているということはない。安全性は種子法とは関係ない。種は種苗法で守られている。種苗法と種子法とは同じではない。種子法は食料安定供給の意味合いが強く、種子法によって種子が高くなるとは思わない。

委員より、米の種子を仮にモンサントを使用した場合、肥料などその会社のものを使わなければならない。遺伝子組み換えのないものを使うのが安全だと思う。

委員より、J Aは何と言っているのか。

委員より、J Aが管理した種子を農家は使っている。

委員より、J Aは同意しているのか。T P P のときと違い、政局的にはJ Aは種子法廃止の方がこれからの時代だと思われるように思う。

委員より、J Aは種子を守る活動に賛同されている。今後、滋賀県へもJ Aが要望に行くことになっている。

委員より、既得権益の話もある。市場価格は10倍ほどで、税金で守られていたということもある。

委員より、アベノミクスは構造改革路線を進めている。小さいものは淘汰されるといったものだ。種子法廃止によって、小農家がどうなるか分からない。今回の件に関しては、賛成反対の理由が見つからない。

委員より、種子法廃止に伴い、滋賀県が種子法に代わる要綱を制定した。町が請願を提出する必要はないのではないか。

委員より、請願の趣旨に反対ではないが、県の動向を見るのも1つの方法だ。

委員より、ちなみに県下市町の動向はどうなっているのか。

委員より、彦根市、湖南市は採択されていると聞いている。

委員長より、6町では日野町のみ請願が提出された。近隣では東近江市は継続審査となった。甲賀市も請願は提出された。近江八幡市は提出されていない。

議長より、県は種子法の趣旨を要綱によって守ろうとしている。東近江市は継続審査となった。住民を守るための請願であり、日野町としても今回は継続審査としてはどうか。

委員より、構造改革ばかりが地方のためではない。県がその意味では要綱を定めてくれた。

委員より、種子法の復活は無理であると思う。新しい法律を定める請願である。

委員より、県の動向のとおりでよいのではないか。

ほかに意見なく、委員長より、請願の住民を守ろうとする趣旨は理解できる。今回は継続審査とすることに異議はないかを全員にお諮りし、全員異議なしと認め、請願第16号、主要農作物種子法に代わる公共品種を守る新しい法律をつくることを求める請願については、継続審査と決しました。

ほかに意見なく、午後3時30分に委員会を閉会いたしました。

以上で、産業建設常任委員会委員長報告とさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 次に、厚生常任委員長 11番、東 正幸君。

11番（東 正幸君） それでは、平成30年日野町議会第2回3月定例会の厚生常任委員会の委員長報告をいたします。

委員会は、去る3月19日月曜日、13時38分より、第1・2委員会室で開催しました。出席者は杉浦議長をはじめ委員全員であります。執行側より藤澤町長、池内俊宏総務政策主監をはじめ、各関係課長また関係参事、専門員、担当主任であります。

まず、町長、議長より挨拶を受け、今回、本委員会に付託されました案件は議第9号、日野町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準等を定める条例の制定についてほか15件であります。各議案の説明につきましては、全員協議会において説明を受けておりますので直ちに質疑に入りました。

まず、議第9号、日野町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とし、質疑に入りました。

委員より、居宅介護支援等の事業に係る業務が4月1日から県から町へ移譲されることに伴う事業所への対応、また、町からの指導等の状況をお伺いしたい。

答弁として、3月14日に居宅介護支援事業者連絡会を開催し、変更点等を中心に、ケアマネジャーならびに管理者に対して4月1日からの実施に向けて、滞りなく進められるよう説明を行ったところであります。

議第9号の質疑は終了し、続いて議第11号、日野町附属機関設置条例の一部を改

正する条例の制定についてであります。質疑なく、続いて議第14号、日野町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これについても質疑なく、続いて議第15号、日野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありますけれども、質疑なく、続いて議第16号、日野町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

委員より、主任介護支援専門員は、どのような職務なのか。

答弁として、平成18年度に主任介護支援専門員の制度ができた。現在、地域包括支援センターの専門職は、主任介護支援専門員1名、保健師1名、社会福祉士1名という体制をとっている。主任介護支援専門員は、ケアマネジャーのまとめ役を担うとともに、事業所からの相談に対しても、指導助言を行う職務であります。

以上で議第16号の質疑は終了し、続いて議第17号、日野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。委員より、条例の第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準において、地域密着型通所介護の事業を行う事業者が上がっているが、具体的にどこの事業者になるのか伺いたい。

答弁として、障害福祉サービスで、指定生活介護事業者はわたむきの里、指定自立訓練（機能訓練）事業者は町内に施設はなく、草津市のむれやま荘、指定自立訓練（生活訓練）事業者は町内に施設はなく、甲賀市のしろやまコミュニティハウス、指定児童発達支援事業者は日野町早期療育施設くれよん、指定放課後等デイサービス事業者は、障がい児学童ともだちが該当事業者です。なお、地域密着型サービスについては、日野町の被保険者の方のみの利用が基本であります。

議第17号の質疑は終了し、続いて議第19号、日野町国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑に入りました。

委員より、特定世帯と、特定継続世帯について説明を求めます。

答弁として、特定世帯は、2人世帯で、うち1人が後期高齢医療制度に移行し、もう1人が国保世帯に残った世帯のことで、この特定世帯については、平等割額を5年間に限り半額とする措置が設けられている。また、特定継続世帯については、特定世帯として5年間を経過した世帯を、続く3年間に限り特定継続世帯といい、平等割を3年間に限り4分の1とする措置が設けられている。

委員より、国保税の算定については、資産割をなくす方向だが、医療分、支援金分の保険税率の見直しは、国から決められたものに基づくものか。

答弁として、今回の保険税率の見直しについては、介護分は現行のままで変更はない。滋賀県から示される標準保険料率の中に医療分、支援金分、介護分に分けて賦課総額が示され、その賦課総額を確保できるよう保険税率の見直しを行い、減額

となる部分については全て資産割率の減少に充てた。

委員より、後期高齢者支援金等課税額は100分の5.1から100分の5.2と、少し上がっている。その経過と今後の国保税改定の考え方はどうか。

答弁として、介護分の課税の対象となるのは、40歳から65歳に達するまでの被保険者で、医療分と支援金分は全ての被保険者が対象となるため、医療分と支援金分は一体的に考えて保険税率の見直しを行っている。このため、資産割は支援金分だけを見れば5.1から5.2と上がっているが、医療分と支援金分を合わせると、現行の24.40パーセントから15.70パーセントの減となっている。今後の保険税率の見直しについては、今回、滋賀県から示された納付金および標準保険料率の中で、激変緩和措置が7,300万円あったということが大きな特徴である。しかし、この激変緩和措置は、年々減少すると言われており、激変緩和措置の減少に伴い、保険税を引き上げていかなければならないと想定している。毎年、引き上げとなると、上がった感が強く、できれば年度間の平準化も視野に入れながら改定していきたい。

議第19号の質疑は終了し、続いて議第24号、平成29年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、質疑に入りました。

委員より、国保税被保険者数の減少はどのくらいか。

答弁として、平成27年度末は5,049人、平成28年度末は4,875人、平成30年1月末現在で4,737人と減少している。しかしながら、70歳以上にあっては、平成27年度末で1,253人、平成28年度末で1,562人、平成30年1月末は1,754人と増加している。被保険者数の減は、社会保険の適用拡大による影響と考えられる。

委員より、出産育児一時金について、出生の動向、合計特殊出生率はどうか。

答弁として、住民異動による出生数は、平成24年度186人、平成25年度166人、平成26年度188人、平成27年度183人、平成28年度149人、平成29年度は2月末現在で129人となっている。出産育児一時金は、母親が加入している保険から支給することになっており、2月末での執行が10件であり、予算としては14件分を確保している。

平成28年度における合計特殊出生率は、日野町が1.48、全国平均は1.44、県が1.56、東近江管内が1.56となっている。

委員より、国保会計の財政調整基金の現在高、今年度は基金を繰り入れなくてもいけるのか、平成30年度以降も町のために使えるのか伺う。

答弁として、平成28年度末における基金残高は5,030万4,000円。平成29年度は基金の取り崩しは考えていない。財政調整基金は町のものであり、今回の国保の基金条例の改正の中で、処分規定の見直しを行っており、県への納付金の財源が不足する場合と保健事業の実施の費用に充てる場合にのみ取り崩しができるものであり、そうした場合が起これば基金を活用することになる。

議第24号の質疑は終了し、続いて議第25号、平成29年度日野町簡易水道特別会計

補正予算（第1号）の質疑に入りましたが、質疑なく、続いて議第28号、平成29年度日野町介護保険特別会計補正予算（第3号）について質疑に入りました。

委員より、町債の財政安定化基金貸付金を廃止するということであるが、どういふことなのか。

答弁として、当初の介護給付費等の見込みから、財政安定化基金からの借入れを歳入予算として見込む必要がありましたが、借入額を前年度繰越金および保険料により賄うことができたことにより廃止したものであります。

地域支援事業費について、高齢者交流サロンが14万8,000円減額となっているが、現在の開催状況および高齢者交流サロンの開催要件を緩和するということであるが、どのようになるのか。

答弁として、高齢者交流サロンは、平成28年度5カ所、29年度には2カ所増えて7カ所で実施している。平成30年度は開催回数の要件緩和も考えており、サロンは身近な場所であり、さらなる拡大を期待している。また、高齢者交流サロンの要件については、来年度から年間40回を30回に緩和させていただき、1年目2年目については、年間30回を24回に緩和させていただく予定をしている。より多くの地域で取り組みをいただきたいと思う。

議第28号は終了し、続いて議第29号、平成29年度日野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について質疑に入りました。

委員より、後期高齢者医療広域連合納付金の増額補正の状況を伺いたい。

答弁として、この特別会計は、保険料を歳入し、それに一般会計から繰り入れた保険料軽減分を合わせた額を納付金とし、後期高齢者医療広域連合に納付するものであり、納付金が上がった理由は、広域連合が保険料を算定する際、当初見込んでいたよりも総所得金額が増加したことと、国の補正予算により行われている保険料軽減特例の見直しの影響によるものが主な理由である。

委員より、保険料の軽減特例見直しの影響はどうか。

答弁として、平成29年度の見直しは、低所得世帯は所得割5割軽減が2割軽減となり、影響は412人、310万円であり、1人当たり7,608円となる。元被扶養者は均等割9割軽減が7割軽減となり、影響は584人、443万円であり、1人当たり7,584円となる。平成30年度の見直しでは、低所得世帯は所得割2割軽減がなくなり、影響は424人、218万円、1人当たり5,163円となる。元被扶養者は均等割7割軽減が5割軽減となり、影響は419人、410万円であり、1人当たり9,806円となる。

議第29号の質疑は終了し、続いて議第31号、平成30年度日野町国民健康保険特別会計予算を議題とし、質疑に入りました。

委員より、国保の制度について、県が保険者となる制度に移行する。どのように変わっていくのか。

答弁として、歳入歳出予算事項別明細書の歳出額第2款の保険給付費の約15億3,900万円を支払うために、その財源は全額、県から交付金が受けられる。歳入第6款の県支出金約15億6,700万円見込み、歳出第3款の国民健康保険事業費納付金約5億1,500万円を納付する財源として、歳入第1款の国民健康保険税約4億1,800万円と第10款の繰入金約1億6,200万円のうち一部を財源と見込んでいる。また、歳出の第7款・基金積立金651万8,000円のうち、1万8,000円は基金利子であり、残り650万円については保険税の年度間の平準化により650万円を平成30年度に積み立て、31年度に取り崩し、納付金の財源とするものである。

委員より、重複・頻回受診者等訪問指導事業の概要についてを伺いたい。

答弁として、重複・頻回受診者等訪問指導事業については、共同事業として実施する国保連合会に負担金として費用を負担し、レセプトデータから一定の条件により重複受診者と頻回受診者を抽出し、原則、国保連合会が訪問し、指導に当たってもらうという事業である。

委員より、特定健康診査等事業費の人間ドック健診補助の状況を伺う。

答弁として、特定健診にかわる健診として40歳から65歳までを対象とし、2分の1補助とし、上限は2万円としている。あわせて疾病予防として35歳から39歳の方も補助の対象としている。

これで議第31号の質疑を終了し、続いて議第32号、平成30年度日野町簡易水道特別会計予算についての質疑に入り、質疑なく、続いて議第35号、平成30年度日野町介護保険特別会計予算について質疑に入りました。

委員より、介護保険料区分の10段階目が3段階に分けられて12段階となった。影響者数はどうか。また、細分化による公平化になることはよいと思うが、このことによる保険料収入が上がると思うが、その影響額を伺いたい。

答弁として、第7期の3年間の見込み人数については、10段階が216人、11段階が72人、12段階が130人、計418人と見込んでいる。保険料段階が10段階の場合の第10段階の保険料収入については3年間で約5,260万円、今回の12段階にすることによる第10段階から第20段階の保険料収入は約5,506万円であり、約246万円の増となる見込みである。

副委員長より、居宅サービス介護給付費で増となり、特定入所者数で減となっているが、内容はどうか。

答弁として、居宅サービス介護給付費については、訪問介護、通所介護等の給付の実績の伸び、また高齢者の自然増を勘案して見込んでいる。特定入所介護サービス費については、平成29年度当初で特別養護老人ホームが30床の増床となることから対象者の増を見込んでいたが、結果的には大きく伸びなかったことから、29年度の実績見込みを勘案して予算を見込んでいる。

副委員長より、施設介護サービス給付費で、特別養護老人ホームの予算はどのように見込んだのか。白寿荘が増床されたが、待機者はどのくらいいるのか。

答弁として、特別養護老人ホーム白寿荘は、平成29年度当初に30床増床されたが、人員体制から昨年の6月の入所者は20名で、現在も10床は稼働していないところであるが、平成30年度には残す10床は町内の方を中心に入所されると考えて見込んでいる。なお、10人の入所者の受け入れ体制については、見通しが立っていない状況であると聞いている。町内の特別養護老人ホームの待機者は誉の松が約150人、白寿荘は約120人と聞いている。特別養護老人ホームの整備を進めるためには事業計画に計上することが必要となるが、第7期では計上していない。さらに整備をするかについては、町だけでなく、また関係者、圏域などでの十分な議論が必要と考えている。平成30年度予算においては、10床の増を見込んで計上している。

議第35号の質疑は終了し、次に議第36号、平成30年度日野町後期高齢者医療特別会計予算について質疑に入り、委員より、後期高齢者医療保険料については、ほとんどが年金からの天引きと思われるが、滞納の状況を伺う。

答弁として、平成28年度末における滞納はないということであります。

議第36号は終了し、続いて議第38号、平成30年度日野町水道事業会計予算について質疑に入りました。

委員より、建設改良費の委託料の内容、工事請負費について、北山の東部配水池の災害復旧工事の見込みと布設がえ工事の見込み、車両の更新について、それぞれ説明を求めるものであります。

答弁として、建設改良費の委託料は、町道鳥居平安部居線、西大路鎌掛線、町道内池山本線の配水管布設がえの実施設計業務を予定している。東部配水池の災害復旧工事については、5月中旬ごろに入札、12月末完成を予定している。北山地先の配水管布設がえ工事については、平成34年度の完成に向けて順次工事を発注する。車両の更新については、15年以上使用した軽バンの車両更新を行うものである。

委員より、漏水事故補償50万円の内訳、1年間の漏水事故件数はどうか。

答弁として、漏水事故補償は、水道施設の原因による車両の破損等に対する補償費である。漏水件数については、平成27年度82件、平成28年度69件、平成29年度63件であり、平成30年度は75件を見込んでいる。

委員より、水道加入金について、何件分を見込んでいるのか。

答弁として、平成28年度72件、平成29年度79件の見込みであることから、平成30年度は75件を見込んでいる。

委員より、水質検査について、法定の水質検査の頻度を伺う。また、臨時の検査とはどういうものか。以前に水のおいさが問題となったことがあったが、そのような場合も行うのか。

答弁として、法定水質検査は3種類あり、年1回行うもの、3カ月に1回行うもの、その他8回で毎月1回行っている。臨時検査は、万が一、水質の基準値が超えるようなことがあったときのためのものであり、最近は実施した例はない。以前ににおいが問題となったことがあったが、水質に問題があったわけではなく、臨時水質検査は実施していない。

委員より、水道事業会計について、県受水費の見直しにより、水道料が下がると伺っているが、それが決まる時期はいつごろか。

答弁として、現在、県議会において審議されており、議決を受けて3月末に決定する見込みである。平成30年度からは若干安くなるものと考えている。

以上で質疑は終了し、各案一括に討論に入り、討論なく、一括採決に入り、全員起立賛成であります。よって、議第9号、日野町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準等を定める条例の制定についてほか15件については、原案どおり可決決定すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託されました案件は全て審議が終了し、町長の挨拶を受け、15時53分、終了しました。

平成30年日野町第2回定例会厚生常任委員会の委員長報告といたします。

議長（杉浦和人君） 次に、予算特別委員長 4番、山田人志君。

4番（山田人志君） それでは、これより平成30年第2回定例会における予算特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

期日は平成30年3月15日午前8時58分からで、出席者は議会側が議長ほか12名、執行側は町長、教育長、総務政策主監ほか、担当課職員の出席をいただきました。

まず3月15日の審査では、8時58分に開会し、町長、議長の挨拶の後、議第23号、平成29年度日野町一般会計補正予算（第8号）の審議に入りましたが、補正（第8号）は既に撤回されていて、ここでの執行側の説明と委員の質疑は本来無効になるところを、本日午前中の本会議で了承されましたとおりに補正予算（第8号）と補正予算（第9号）で変更された点を除く説明と質疑は補正（第9号）の説明および質疑を受けたものとみなすということになっておりますので、そのようにご理解をいただきたいというふうに思います。

まず補正予算のうち特定財源を除く歳入そして歳出のうち、議会費、総務費、消防費、公債費とその特定財源について議題として、執行側の説明の後、委員からの質疑を受けたところ、委員からは、まちづくり応援基金の使途、地方消費税交付金の減額理由、財政収入に計上されている売り払った土地の場所、財政調整基金と減債基金の増減理由、情報管理事業で県クラウドのセキュリティーとランニングコストについて質問があり、それぞれ執行側からは、まちづくり応援基金は、日野駅上りホームの改修などに使う。地方消費税交付金は県の試算でも伸びる見込みだった

のが実際には個人消費が伸びなかった。土地売り払い収入の場所は日野記念病院の前ほかである。財調基金は運用期間が予定より短くなり、見込んだ利息が減ったが、減債基金は運用を半年から1年に変えたので利息が増えた。また、県クラウドに関してセキュリティ強化のために事務用とインターネット用のパソコンを分離したということと、県クラウドの利用料は基本分98万1,000円、オプション分66万8,000円であるとそれぞれ答弁がございました。その他には、加熱式たばこによるたばこ税の件、ふるさと納税の使途、ゴルフ場利用税の減額理由、罹災証明の発行の件、人件費に係る育休、産休の人数などについて質疑がございました。

次に、民生費と衛生費その他特定財源について執行側の説明を受け、委員からの質疑としては、一般廃棄物処理業許可手数料はどのようなものか。児童手当の大きな減額の理由、児童虐待の通報状況などについて質問があり、執行側からは、一般廃棄物処理業許可手数料は町が許可している処理業の更新手数料で、2年更新である。児童手当の大きな減額は多くを見込み過ぎたため。児童虐待の件数は増えている上に、内容が重篤化しているという答弁がございました。

ここで説明員の交代のため暫時休憩し、10時58分に再開。再開後は労働費、農林水産業費、商工費、土木費、災害復旧費とその特定財源等について執行側の説明を受け、委員からの質疑としては、グリム冒険の森の火災報知器つけかえはコテージだけか、管理棟も含むのか。有害鳥獣駆除に関し、イノシシの捕獲頭数が半減している理由。特に中山西での減少の理由。日野菜加工場の工事の進捗状況。日野菜加工場の補助金の減額理由。有害鳥獣駆除で目標頭数に達しない理由。冬物野菜の高騰は日野町に影響はなかったか。山本農道の右折だまりは国交省の基準に合った構造か。また、農道敷地と国道敷地の境界はどのようになっているかという質問があり、それぞれ執行部からは、グリム冒険の森で火災の状況は、これまで管理棟でしか確認できなかったものがコテージごとに警報が鳴るように変更した。有害鳥獣駆除で中山西での減少は、管理されている方の仕事の都合と思われる。日野菜加工場の工事は本体工事が終わり、現在、内部工事で内部が終われば外構工事になり、工事完了は1カ月おくれになる。日野菜加工場の補助金減額は、国費の減額であって町補助は8,438万円で変わらない。有害鳥獣駆除で目標に達しないのは個体数調整で餌づけがうまく進んでいない。野菜の高騰は全国的で、日野町の場合も同様である。山本農道は設計段階で県と協議をしており、規格に合うものと認識している。また、拡幅部分は国道の道路敷で、県に移管することになるとの答弁をいただきました。その他には、グリム冒険の森のコテージ数と利用者数、木造住宅耐震診断の件数、猟銃保持に係る補助金の件、有害鳥獣の銃による捕獲の減少の理由、日野菜の台風による影響、野菜の学校給食への影響などについて質疑がございました。

次に、教育費とその特定財源について執行側の説明をいただき、委員の質疑とし

ては、教育施設整備基金に関して今後の改修の予定、幼稚園管理運営事業で必佐の預かり保育に関し、体制を増やすのかについての質問があり、執行側からは、教育施設の改修で具体的なものは平成30年度の日野小学校のトイレ改修で、それ以外は町の長寿命化計画に基づき、教育施設ごとに個別計画を立てていく。必佐の預かり保育では3、4、5歳児が15人となるので、2人体制を考えているという答弁がございました。その他には、学校給食費の特定財源に関する質疑がありました。

ここで議第23号、平成29年度日野町一般会計補正予算（第8号）すなわち（第9号）の、同じものでありますが質疑を終え、昼食のため休憩といたしました。

14時に再開し、再開後は議第30号、平成30年度日野町一般会計予算を議題とし、執行側の説明は議員全員協議会で受けているので、直ちに質疑に入りました。

まず特定財源を除く歳入を議題としたところ、委員の質疑として、自動車取得税交付金の増額理由、地方交付税の見込み、固定資産税の評価がえの額について質問があり、執行側からは、自動車取得税交付金は県の試算のもとに計算し、2,800万円としている。普通地方交付税は1億8,000万円の伸び、特別地方交付税は前年度と同額を見込んでいる。固定資産の評価がえは既存家屋の減額の影響が一番大きく、4,900万円程度の減額であるとの答弁がありました。その他には、町税に関する質疑がございました。

次に、歳出に入り、議会費、総務費とこれに伴う特定財源等を議題とし、委員からの質疑では男女共同参画行動計画の現状と達成度、情報機器の更新時期を延ばせるのかということと、更新時のデータ処理、路線バスの購入時期を早くできないのかということ。草津線複線化とびわこ京阪奈線鉄道の進捗状況、パートナープラン活動事業の内容、個人番号カードに関するトラブルの有無とコンビニ交付の状況について質問があり、それぞれ執行側からは、男女共同参画はジェンダーフリーが進んでいて、男性、女性の役割分担意識が薄れている。ただ、行政関係の委員等の女性割合は地域からの選出もあって難しい。情報機器の更新は5年を超えると保守契約ができなくなる。サーバーでデータ保存をしていて、定期的にバックアップをとっている。路線バスの導入には設備の設置等で期間を要することと、国の補助金を受けられる可能性があって、手続等で早く進めても年内になる。草津線の複線化については、JRは利用者増がない限りできないということであって、びわこ京阪奈線鉄道については沿線市町が運営を考え直す時期に来ている。パートナープラン活動事業補助金は意識が薄れてきている状況にあるんですが、平成30年度は男女共同参画行動計画を作成するので、この中で取り組んでいただくよう、補助金を残している。個人番号カードで大きなトラブルは聞いていない。コンビニ交付は平成29年1月末で126件でなかなか利用が進まないという答弁でありました。その他には、移住・定住促進事業や多文化共生事業に関する質疑がありました。

次に、消防費、公債費、予備費とこれに伴う特定財源等を議題とし、委員からの質疑としては、防災センター備蓄品の在庫状況と今年度購入予定、防災無線のデジタル化の範囲とアナログとの併用、公民館の防災備蓄品の内容と管理実態、そして中道区での防火水槽の新設工事の件について質問があり、執行側からは、防災センター備蓄品は水、4,380リットルほか保存用の食品各種で、平成30年度は水1,000リットルとほか保存食各種を購入予定である。防災無線のデジタル化がどれだけ有効か検証したい。また、アナログとの併用の可能性も調査したい。各公民館には災害時用のクラッカーを70食ずつ備蓄し、総務課で在庫管理をしている。中道区の防火水槽は地元からの要望で、場所は区画整理内の公園であるという答弁がございました。その他には、第2工業団地での消防対策や予備費の根拠に関する質疑がありました。

ここで説明員の交代のため暫時休憩し、15時15分に再開。再開後は民生費とこれに伴う特定財源等を議題とし、委員からの質疑では、私立保育園運営事業費で当初の予算の概要には他の市町への通園分も書くべきではないか。児童手当支給事業で児童数はどのように予測しているのか。老人クラブ活動事業で連合会に加入しない場合の補助金、それから学童保育所ヒノキオ増設の財源内訳と、駐車場、指導員の予定。子ども園が1年経過し、どのような感想や意見があるのか。ファミリーサポートセンター事業の状況。障害者総合支援事業について、現場で働く人の処遇改善と人材不足の状況について質問があり、それぞれ執行側からは、私立保育園運営事業では他の市町への通園分は次年度から記載する。児童手当の児童数は住民課で子どもの人口を確認し、転出入の動向も踏まえて予測している。老人クラブの補助金は、連合会に加入する単位老人会に支出している。学童保育所ヒノキオの増設の財源内訳は、国費3分の2、県費6分の1、町費6分の1で、2階建てで建設するので、2カ所分の補助金を受ける。また、駐車場は新しく取得した用地に加え、小学校体育館横の駐車に協力をお願いしたい。また、指導員は4名必要になると。子ども園は、職員も一緒になったことを意識した取り組みを始めてるということと、保護者からは園行事の一体化の要望がある。ファミリーサポートセンターは協力会員39名、依頼会員94名で、利用は徐々に増えている。障害者総合支援に関して、職員の処遇改善や人材確保のために国にしっかり要望していくと、それぞれ答弁がございました。その他には、新しい老人クラブ創造推進員設置事業、高齢者対策の保険やシステムに関する質疑がございました。

次に、衛生費とこれに伴う特定財源等を議題とし、委員からの質疑としては、母子保健相談事業での人件費の増額理由、母子保健助成事業での新年度対象者数と、不妊治療補助金の対象者数の見込み、健康診査事業の減額理由、水質検査の実施場所と調査結果について質問があり、執行側からは、母子保健相談の正規の心理士が

育児休業で、それにかわる心理職のフルタイムでの雇用が難しく2名体制としたい。妊婦健康診断の費用助成は150人、不妊治療は43件を見込んでいる。健康診査では胃がん検診単価の6,000円が4,000円程度まで引き下げられる。河川の水質検査は毎年決まった場所で検査し、工場用水やため池は数カ所を順次検査している。また、調査結果に大きな変化はなく安定しているという答弁でありました。その他には、母子保健相談事業の工事請負費や日野川上流での水質検査に関する質疑がありました。

ここで3月15日の審査を終了し、翌3月16日の14時に再開をしました。再開後は労働費、商工費とこれに伴う特定財源等を議題とし、委員からの質疑では創業支援事業補助金の内容、観光資源保存活用事業で修理予定の曳山、氏郷まつり楽市楽座開催事業での場所代、各種イベントでグリム冒険の森のHINO BIG TIME GROOVEに対する補助はどうか。鈴鹿国定公園観光振興事業の増額理由、関連でシャクナゲ溪の橋の修繕予定を。シルバー人材センター運営事業で、仕事と人材の需給バランスはどうか。漁業協同組合補助金に関し、日野川ダムのトイレ管理の補助について質問があつて、それぞれ執行側からは、創業支援事業補助金は店舗改修費に上限50万円、家賃に上限50万円の補助金で、創業塾の修了者が対象になる。観光資源保存活用事業は、県の文化財保護基金から貸付返済に対する補助で、平成30年度は貸し付けでなく県補助金を受けるようになるので、金英町が予定している。氏郷まつりの場所代は、住民団体にはチャレンジ活動支援事業の補助金を受けてもらっている。グリム冒険の森の事業は、わたむきホール25周年事業で開催されるので、町の各種イベントでの補助は考えていない。鈴鹿国定公園観光振興事業のうち、記念事業補助金は国定公園指定50周年に関連し、記念事業実施のための補助で、山の整備に関する補助、シャクナゲ溪の橋は別事業であつて、観光シーズンまでに修繕したい。シルバー人材センターの会員数は11月末現在で349人で、需要に見合う会員数がない状況である。日野川ダムのトイレ管理は、現在は漁業協同組合でなく、シルバー人材センターに町が直接委託しているという答弁がありました。その他には、小規模企業者小口簡易資金の貸付状況、観光協会運営事業、住宅リフォーム促進事業、労働諸費、それからブルーメの丘のボンネットバスの件、まちなか観光交流拠点施設などに関する質疑がありました。

次に、農林水産業費とこれに伴う特定財源等を議題とし、委員からの質疑では、農業委員、農地利用最適化推進委員の報酬と近隣比較、農地台帳の継続の必要性、有害鳥獣駆除に関する個体数調査の予定、獣害対策に関連し、日野B群の行動範囲、環境保全型農業直接支払交付金の利用状況と制度の今後、猟区管理事業で県内で猟区を設定している市町、有害鳥獣駆除に関し、ワイヤーメッシュの耐用年数経過後の更新補助、日野菜作付補助金の補助範囲について質問がありました。それぞれ執行側からは、農業委員、推進委員の報酬はそれぞれ月額2万円と1万8,000円で、県

内平均よりは低い、6町では一番高い。農地台帳のデータは町と国で管理しているので、継続して必要になる。有害鳥獣駆除の個体数調査は、平成30年度は鎌掛で実施する計画である。調査と捕獲は年次を分けて考えている。獣害対策に関連し、B群の行動は非常に広範囲で、集中してとまるのが蓮花寺である。環境保全型農業の状況は、平成29年度が523ヘクタールで毎年増えている。交付金は滋賀県の配分が最も多かったが、滋賀県では県特認取り組みがほとんどで、この制度は縮小傾向にある。猟区管理事業について、猟区を設定しているのは県内では日野町だけである。有害鳥獣駆除のワイヤーメッシュは、耐用年数が過ぎれば国費で整備し直すことができる。日野菜の作付補助は従来のままであるが、平成30年度は一般野菜を含めた機械補助を新設するとそれぞれ答弁がございました。

その他には、農業基盤整備促進事業の工事請負費、林業総務事務事業、県単独間伐対策事業、農地利用最適化推進委員の活動状況、夜間の猟銃による獣害駆除などに関する質疑がありました。

ここで説明員の交代のため暫時休憩をし、15時55分に再開。再開後は土木費とこれに伴う特定財源等を議題とし、委員からの質疑としては、交通安全施設対策事業でのLED化の効果、道路新設・改良に関して、国道307号線での登坂車線の設置計画、地籍調査事業の目的、河川改修に関連して日野川改修の時期、除雪機械購入補助の申請状況、公営住宅修繕費の内容について質問があり、執行側からは、交通安全施設の電気代が年々減少してLED化の効果があらわれている。307号線の登坂車線は、県で測量設計にかかっていると聞いている。西大路の地籍調査は、西大路鎌掛線道路改良事業を念頭に置くものであって、十禅師は地元要望により実施している。河川改修は下流から実施が基本であって、日野川はまだまだ先になる予想である。日野川改修計画とは別に個々の河川災害対策として維持修繕を要望している。除雪機械購入補助は、蔵王と安部居の2カ所から申請があった。公営住宅修繕費は計4件の退去に伴う修繕と、消防点検とその他の修繕費を見ているという答弁がございました。その他には、街灯設置補助のLED化、橋梁復旧の工期、大型車両の農道通行に関する質疑がございました。

次に、教育費のうち教育総務費、幼稚園費、小学校費、中学校費とこれに伴う特定財源等を議題とし、委員からの質疑としては、小学校管理運営事業に関し、日野小学校の改修状況、小学校の外国語指導助手業務委託で指導員の加配の内容、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、スクーリングケアサポーターの活動の内容、預かり保育モデル事業での保育士の確保状況について質問があり、執行側からは、日野小学校のスロープは看板を設置、バックネットは修繕要望がないので予算を計上していない。国旗掲揚台はポール2本で運用することを学校と協議した。外国語指導助手は派遣会社と契約し、1名が5校を回って指導する。また、

県費補助で外国語指導員を配置する計画がある。スクールソーシャルワーカーは子どもの課題を福祉的な視点でサポートし、スクールカウンセラーは1対1でカウンセリングする。また、スクーリングケアサポーターは登校しづらい児童、保護者への相談を行う。預かり保育の主任1人では対応できないので、嘱託の保育士1人を加える予定であるという答弁がございました。その他には、教育長の任期中の成果と取り組む課題、あるいは幼稚園の卒園式での現場対応、必佐小学校の授業の様子等に関する質疑がございました。

質疑の最後に、教育費のうち社会教育費、保健体育費とこれに伴う特定財源を議題とし、委員からの質疑では、地区公民館管理事業に関連して、日野公民館玄関前の修繕予定、地域学校協働活動推進事業の成果、学校給食費を教育委員会が徴収することでの教師の負担軽減、図書館事業で耳で聞く朗読CDの取り組み状況、給食費での就学時奨励の補助額、図書館のパソコン機器更新の内訳と、図書館入館者数、貸し出し状況について質問があり、執行側からは、日野公民館の玄関タイルは今年度予算で剥離箇所を修繕する。地域学校協働活動推進事業では、各小学校にコーディネーターを1人ずつ配置し、学校だけではできない授業や活動を実施して、地域と学校のよい結びつきができた。給食費を学校で徴収すると顔が見えるという利点はあるが、町会計への直接振り込みは研究するべき課題である。図書館朗読CDは30枚ずつ購入している。給食費の就学時奨励では小学校では400万円、中学校で300万円の補助をしている。図書館の更新機器はソフトウェアと図書館システム導入費、更新導入費を合わせて1,100万円を見込んでいる。図書館利用者数と貸し出し冊数はほぼ前年並みで、利用者を増やすための実証実験に取り組んでいくという答弁がありました。その他には、東桜谷公民館の駐輪場整備計画、近江商人ふるさと館の入館者数に関する質疑がありました。

以上で議第30号、平成30年度日野町一般会計予算についての質疑を終了しましたが、補正予算（第8号）に関する委員会の対応を協議するため、ここで暫時休憩をいたしました。

再開後ですが、現状ではこのまま討論および採決に至らないという判断をさせていただきまして、16日の予算特別委員会はここで散会することにいたしました。

そして本日、3月27日10時30分に再開し、新たに付託された2件の案件のうち、まず議第40号、平成29年度日野町一般会計補正予算（第9号）の審査に入りました。なお、最初に説明しましたとおり、補正予算（第8号）から変更された点のみ執行側の説明と委員の質疑を受けることにしました。そして、担当課長の説明の後、質疑に入り、まず委員から、わらべ保育園運営事業に関し、保育士の処遇改善の内容について質問があつて、担当課からは中間層の保育士の処遇改善であつて、その概要についても説明する答弁がございました。また別の委員から、歳出漏れの発見の

時期について質問がありまして、担当課からは、3月8日から3月15日に詳細確認をするまでの経過の説明がありました。

これに関連して議長からは、執行側に事の重大性の認識がないのではないかという話がありました。また別の委員から、ミスが分かった後の対処に問題があるという発言があり、執行側からは、反省している、考えていきたいという答弁がありました。

ここで議第40号の質疑を終了し、続いて議第41号、平成29年度日野町一般会計補正予算（第10号）の審議に入り、それぞれ担当課長の説明の後、質疑を受けたところ、委員からは、女性活躍支援施設整備事業に関連して、場所の選定の根拠それから工事の内容についての質問があり、担当課長からは、子育て世代の就労支援で勤労福祉会館に隣接していることと、それから東桜谷での関連活動の要望を踏まえてこの場所を考えたという答弁がありました。また、建物は学童保育所程度の規模であることということの説明がありました。また別の委員からは、この支援施設の真の必要性についてということで質問があり、担当課からは、これまで財源がなく、実施計画にはなっていなかったが、子育て公園の計画はあったということの答弁がありました。またこのことに関連しまして、財政調整基金の考え方について若干のやりとりがありました。また、支援施設は毎日開設するの点と、公園の既存部分、例えばトイレなどはどうするのかという質問がありまして、担当課からはポケットの事業は平日毎日開設で相談事業も行う。既存部分の改修は今回の計画に入っていないという答弁がありました。

また別の委員からは、担い手育成対策事業の対象と決定機関について質問があり、今回、2件が対象になって決定は町であるという答弁がありました。

また議長からは、支援施設を建築するのは勤労福祉会館の場所であって、もともと勤労福祉会館の本来の利用者はどうするのかという質問がありましたが、担当課長からは、勤労福祉会館を管理する社会福祉協議会では高齢者福祉に加え児童福祉の必要性も出てきているという答弁がありました。

質問の最後に、私から、子育て世帯との交流を真に望んでいるのは近隣市町であって、その立場から見れば人の流れが違うということは考えなかったのかと質問させていただいて、担当課からは、考えなかったという答えでありました。

以上で全ての質疑を終了し、討論について諮ったところ、議第40号について反対討論があり、それに対する賛成討論がありました。

そこで、先に討論がなかった議第30号、平成30年度日野町一般会計予算と、議第41号、平成29年度日野町一般会計補正予算（第10号）とを一括して採決させてもらうことにしたところ、起立全員で、この2件については原案どおり可決決定いたしました。

また、討論のあった議第40号、日野町一般会計補正予算（第9号）の採決に移ったところ、この議第40号は起立多数で原案どおり可決決定いたしました。

以上で付託された案件の全ての審査を終了し、町長の挨拶を受けた後、11時40分に委員会を閉会いたしました。

今回の予算特別委員会は3日間にわたるかなり変則的な委員会運営にはなりましたが、委員の皆様のご理解、そして執行側のご協力によりまして、何とかこの委員長報告までこぎつけることができましたことを改めて感謝申し上げまして、予算特別委員会の委員長報告を終わらせていただきます。

議長（杉浦和人君） 続いて諸般の報告を行います。

人口減少対策特別委員長 7番、齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） それでは、平成30年第2回3月定例会の人口減少対策特別委員会の委員長報告を行います。

去る3月22日午前9時より委員会室において、議会側より委員7名全員と議長、執行側より町長、教育長をはじめ総務政策主監、関係課長、参事、担当職員の出席のもと開催をいたしました。町長、議長の挨拶の後、日野町総合計画懇話会が検証されています日野町くらし安心ひとづくり総合戦略施策検証結果報告書（平成28年度）についてを協議事項とし、質疑、意見交換に入りました。

委員より、町民の地域愛が深まる施策の取り組みについて質問があり、執行側より、地域で安心して暮らし続けていただくためには、地域で育った思い出と町に対する誇りを持っていただくことが必要である。そうした人材を育成するため、家庭・地域・学校教育・生涯学習が一体となって取り組みを進めていく必要がある。地域においても、可能な範囲で旧制度の改革を進めていただくことも必要であると考えているとの答弁でありました。

委員より、西大路地先の子育て支援住宅の事業計画の概要についての質問があり、町長より、西大路地先の市街化区域を利用し、町が住宅用地を開発・分譲する計画である。さまざまな住宅ニーズに応えることを目的としている。若者の定住促進を第一に置いているが、定住いただけるのであれば年齢を限定するものではない。愛荘町では市街化と市街化調整区域の線引きがないとの答弁でありました。

委員より、地方創生に係る事業についての質問があり、地方創生交付金事業は、29年度よりハードを中心とした地方創生の拠点整備交付金事業が始まり、採択を受け旧正野薬店前等で取り組んでいる。平成30年度からは拠点整備した施設等の運営に係る一部経費も推進交付金の対象となる見通しである。現在のところ、国では地方創生にかかわるいろいろなキャッチフレーズは掲げているが、地方創生よりの新しい打ち出しはない。

委員より、消防団活動の充実と防災力の強化についての質問があり、団員の確保

については、各地域でもご苦勞いただいている。今後、国の方針を踏まえて定数確保に努めたいが、女性の登用については慎重に検討を進めたい。防災力の向上については、出前講座などを通じて自助・共助の大切さを認識いただき、自主防災組織の設立を促している。また今後、地域防災リーダーの育成にも努めていきたい。人選、定数については、今後、一定の見直しも必要になると考えている。消防団の幹部会で検討いただきたいと考えている。

委員より、子ども向けの農家民泊についての質問があり、町内の子どもにも日野町の資源、魅力を伝える事業として、現在、夏休み子ども工作教室を開催しており、引き続き町の魅力発信と文化の継承に努めていきたい。

また、委員より、空き地・空き家バンクの現状等についての質問があり、空き地については、地元の宅建協会の会員の協力を得て対応している。今まで二、三件の問い合わせをいただいているが、本登録に至った事例はまだない。空き家については、現在まで50件、127人の実績となっており、希望者は109世帯、物件は13件ある。子どもが小学生に進学するころに戸建てを探される世帯が多い。ポスティングなどによるPRを通じて、空き地利用促進に努めたい。

そのほか、副委員長より、消防団のポンプ操法訓練大会、鳥居平の工業団地造成の進捗、異業種間の交流促進、日野菜加工場の雇用、機械化等についての質問、意見がありました。

議長より、農産物振興事業は大変大切である。北山茶、日野菜など企画倒れとならないよう、生産者の担い手育成も含めて真剣に議論していただきたいとの要望がありました。

委員長より、検証結果報告の評価が低いままの施策についての、若者等の就職相談件数、交流できる場の充実、コミュニティビジネスの創出、中間就労の場の取り組みの状況についての質問をいたしました。

そのほか、委員より、奨学金制度の充実についての質問があり、懇話会での提案は検討に値するものと考えている。大学卒業後、例えば10年定住された場合に、その時点で給付に切りかえるといった制度等の実現の可能性について、移住・定住の促進という目標に向けて今後研究していきたいとの答弁でありました。

ほかに意見なく、次の協議事項であります、本委員会の今後の検討内容、進め方についてを協議事項とし、委員の意見交換に入りました。

委員より、移住・定住の促進に関する提言に関連する施策を立体的にひもづけながら検証する必要がある。また、KPIの設定の仕方についても検証が必要であるとの意見があり、今後の進め方については、総合計画、総合戦略にうたわれている人口減少対策に向けた諸施策について調査研究を行い、定住・移住の促進に関する提言と日野町くらし安心ひとづくり総合戦略施策検証結果報告書（平成29年度）を

参照しながら検証を進めていくことになりました。6月議会においては、平成29年度の総合戦略のKPIをもとに協議することに加えて、定住・移住の促進に関する提言について検証することになりました。

次のその他の協議事項については、質疑、意見なく、委員会を終了し、町長より閉会挨拶をいただき、午前10時40分に閉会いたしました。

以上で、人口減少対策特別委員会の委員長報告といたします。

議長（杉浦和人君） 次に、地域経済対策特別委員会副委員長 1番、堀江和博君。

1番（堀江和博君） それでは、地域経済対策特別委員会の委員長報告を行います。

3月22日午後2時より第1・第2委員会室にて行いました。なお、對中委員長より欠席届が提出されておりますので、私、副委員長が委員長の職務代行を行いました。出席議員は委員全員、議長、執行側より町長、総務政策主監ほか担当課の出席のもと13時57分より開会、町長、議長のご挨拶を経て4つの協議事項へと移りました。

まず1つ目の企業誘致および工場用地開発の現状について、担当課の説明の後、質疑に入りました。

委員より、寺尻工業団地について、具体的に場所、面積はどうなっているのか。

担当課より、寺尻工業団地については、4区画あり、町道日野南部線からの取り付け道路の入口側から東洋化学、その次が今回の場所、さらにその横が東洋化学の建設予定地、一番奥が福地製薬になっており、面積的には、有効宅地として約1万6,000平米である。

以上、ほかに質疑なく、次の議題へと移りました。

2つ目の幹線道路関係の現状について、担当課の説明の後、質疑に入りました。

委員より、別所の歩道の整備について、現段階では検討路線であるが詳細はどうか。

担当課より、国道307号の別所地先の交通安全事業については、天理教を過ぎ、町道の深山水口線と交差しますカーブから甲賀市境までの約400メートルの整備について、事業化の検討をされることになっており、具体的に用地確保など、これから検討されることとなっている。

また、委員より国道307号の東り前の登坂車線について、具体的に拡幅できる幅などの説明をお願いしたい。

担当課より、現在、町で確認できている内容は、現況の測量を実施しており、路線延長は600メートルで、基準点などの測量を行い、登坂車線が野川方向に広がると聞いており、国道の用地内でいけるのかも含めて業務を発注されているということである。工期についてはこの年度末となっており、状況が変われば、またお伝えできると思う。

以上、ほかに質疑なく、次の議題へと移りました。

3つ目に定住宅地化整備計画の取り組みについて、担当課の説明の後、質疑に入りました。

議長より、この整備予定の赤い部分について、お寺の用地も含めて町道裏町線までつながっているが、意図があるのか。

担当課より、西大路地区の定住宅地事業というところで、場所を選定いただいているところであり、地域との融合というところで、町道裏町線と接続する計画となっている。

議長より、区画整理については難しい部分があり、このお寺の土地が当たっており、これはかなり大変だと思うが、あえて入れている目的があるのか。

担当課より、先般、地元から議会と町に要望があり、この部分も入っておりましたが、お寺の用地にはかかっておりません。全て要望にありました同意を得た方々の用地と理解しており、その用地がこの部分である。

また委員より、この鍵の手の幅が違うのは意味があるのか。

担当課より、今、ご同意いただいている土地の形状が、このような形である。

また委員より、県土地開発公社との話し合いの状況を教えて下さい。

担当課より、現在、県土地開発公社と協議をしている。町においては、土地開発や分譲するノウハウがないので、一括して県土地開発公社にお願いしたいと考えている。用地買収、造成も含めた中で進めていただきたいと考えているが、定住宅地なので造成コストがそのまま宅地の販売価格に転嫁されると坪単価も上がるので、定住いただけるように町が直接実施する部分も検討しながら、事業費総額について協議を行っているところである。

以上ほかに質疑なく、次の議題へと移りました。

4つ目の旧警部交番跡地、旧平和堂跡地の構想について、担当課の説明の後、質疑に入りました。

委員より、旧警部交番跡地についての県との交渉状況はどうなっているのか。また、平和堂日野店の跡地について前回から平和堂との交渉があったのか。また、歩道の工期はいつまでか、なぜ4カ月延長されたのか。

担当課より、旧日野警部交番跡地の用地交渉については、現在行っていない。防火水槽部分では交渉を行っているところである。平和堂との話し合いについては、利活用の計画が立案できていないことから、平和堂との話し合いはしていない。歩道については、県と平和堂との交渉に時間がかかり、工期が延びた。工期の終わりは、7月31日の予定である。用地取得の関係は、平和堂に分筆までをお願いしており、所有権移転が完了したのが30年2月6日で、発注がおくれた。年度をまたぐが早期の竣工をお願いしている。

また委員より、旧警部交番跡について、用地交渉を行っていないとのことだが、町としてはここを活用する予定はないのか。

担当課より、交番跡地については、解体中であり、県から聞いているのは30年度に分筆を行うことも含めて、防火水槽用地を残してほしいと要望しており、その面積も不確定であり、また、西大路の定住宅地の話もあるので、現在のところは交渉を行っていない状況である。

また議長より、用地のニーズをどう捉えているのか。先ほどの西大路も含めて分譲でやるということだが、どれだけの需要と供給があるのか。

担当課より、西大路の計画につきましては、地元の役員会などでお話をさせていただくと、地元の若い世代の方が宅地があれば残るといっていることを言っていると聞いている。役場の若い職員に聞いても同じである。ただ、全ての区域を整備したところで、全て埋まるのは難しいと考えている。

議長より、人口が減少しているという中で、どの程度の人を見込んでいるのか。民間で開発するときには、ここなら人が集まる、ここなら埋まっていくという計画を立て、値段などを決めるが、ニーズなどがあるのを分析されているのか。

担当課より、実際に、マーケティングなどのリサーチまではできていないが、アパートに住まれる方は、基本的に日野に住んでいただける可能性が高いと考えている。住んでいただくには、値段的なことや、地域の行事も関係してくると考えている。戦略的な部分では、子どもが新居を考えているが適当な土地が確保できないケース、また、アパートに暮らしている人に働きかけることで、一定のニーズがあるのではないかと考えている。

また議長より、この先を見通さず、とりあえずこの部分だけやればいいととれるがどうなのか。また、アパートの人の動向は大事と思うが、やっぱりそこに住むことの魅力が大切であって、そこをどう分析しているのか。

担当課より、魅力をどこに感じるかは人によって違うと思うが、移住された方のアンケートからは、自然環境のよさや歴史伝統があることなどが多く、魅力は大切だと考えている。子育て世代では学校に近いことは大きいと思うが、一般的には、価格と身の回りの買い物の利便性や自然環境、地域行事など、もう1つは、就労場所との関係も大きいと考えている。

最後に議長より、土地を買うには、いろいろな考え方の制約がある。お寺の周りは皆さん敬遠される。この用地を地元の熱意で第一に選ばれたが、買われる人の立場に立てば、何か神聖な場所なのでこのような意見があったということを感じておいてほしいとのご意見でした。

また別の委員より、今度の定住宅地だが、西大路小学校の魅力を普及するというのが車の両輪として大切と思うが、どう考えているのか。

担当課より、西大路小学校は、小さな小学校ですが、大変頑張っておられ、行き届いた教育もあり、地区外の方にも魅力があると承知している。小学校にとっては、まず児童数が増えることが大切と考えており、そのために、スピード感を持った取り組みをさせていただいて、定住される若い世代が増えることを見込んでいる。また、熊野や平子といった山手から移住する際に、西大路にとどまらないという現実があるので、この宅地を整備することによって、とどまっていただけのことでも期待できると考えている。

以上、ほかに質疑なく、最後にその他の事項について協議に入りました。

委員より、地域経済対策特別委員会は意見交換が中心となっているが、残り1年となり、地域経済について大局的な議論と、町当局に提言できる取り組みをした方がいいのではないかという意見がありました。

また別の委員より、まず現場に出て、現地の現状を確かめていなければ何も分からない。まず現場を目で見て視察することが重要ではないかという意見がありました。

その他、委員の間で意見を交わし、これらの意見を踏まえまして、残り1年間の地域経済対策特別委員会の方針としては、1つ目に、地域経済対策について大局的に議論をし、最終的に提言という形を目指すということ。2つ目に、まず現場視察を実施し、課題の把握に努めるとということ。この2点を軸に取り組んでいくということを全員の同意をもって決めました。

以上、ほかに質疑なく、全ての議題に対する質疑を終了いたしました。その後、町長ご挨拶を経て、15時8分に閉会をいたしました。

以上で、経済対策特別委員会委員長報告を終わります。

議長（杉浦和人君） 以上をもちまして各委員長の報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

—休憩 15時47分—

—再開 16時05分—

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

ここで産業建設常任委員長 6番、中西佳子君から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

6番、中西佳子君。

6番（中西佳子君） 先ほど委員長報告をさせていただいた中に誤りがございまして、訂正をさせていただきます。種子法は食料安定供給のため、1965年に制定されたというふうに申しましたが、1952年に制定に訂正をお願いいたしたく思います。よろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

—な し—

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

—異 議 な し—

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

2番、後藤勇樹君。

2番（後藤勇樹君） それでは、私からは議第40号、平成29年度日野町一般会計補正予算（第9号）に対して、反対の立場から討論をさせていただきます。

もともとこの第40号は、第23号として提出されました平成29年度日野町一般会計補正予算（第8号）の中に、わらべ保育園への運営資金の記載がされていなかったということで、それが発覚いたしまして一旦撤回されました。これは当然の流れでありますけれども、それに対して改めて補正予算を出してきていただいたものでございます。もともと、こういった誤りがあること自体がちょっと信じがたいことでございます。今年度、平成29年度におきましては山本の農道におきましてこの工事の入札が積算ミスにより3度も入札がやり直されて、これに対しても非常に今まで前例がないことであるというふうにご指摘を受けたところでございます。また、下水道事業の起債の限度額超過、こういったこともございました。さらには、固定資産税の評価漏れが16件、後に15件という形でございまして、こういうことが相次いでおります。そのたびに町長をはじめ執行側は必ず厳しくチェック体制をしますからと、もうこのようなことはありません、必ず確認をこれから強化していきますからと、こういうお話をいただきました。議員さんの中には、真摯な態度で謝っていらっしゃるんだからもう許してあげたら、こういう声もありましたが、そうした結果がまたこのような事態を招いております。このようなあるまじきことが1年間の間に4度も繰り返されてきております。

これ自体信じがたいようなミスであるというふうには私には思いますが、ですが、もっと大きな問題は、先ほどの予算委員会の中でもこの問題が発覚したのが3月8日であった、こういうふうには発言されました。今回の議会の日程を見ますと、3月12日にこの本会議で質疑がございました。そして、13日、14日に一般質問があり、15、16日にかけて予算委員会が行われました。3月8日というのはこの本会議で行われた質疑の日より4日も前であります。その時点で記載されていないことを把握していらっしゃりながら、例えば本会議や委員会の中でなかったとしても、議会に対してあるいは議長に対してちょっとこういうことが発生してるんです、こういう一言

でもありましたら、まだ対応の方法もあったかもしれません。ですが、全くそういうこともなく、3月15日の、あともう少しで委員会が終わる、こういうころになってこんなことがありました。ご報告を受けました。これまでの予算委員会は何だったのかということになってしまいます。議会軽視も甚だしいというふうに思います。これだけ議会を信頼なさっていらっしゃらないのにもかかわらず、今回、ミスがあったから撤回して新たなものを出すから、これは承認してほしい。これはちょっと虫がよすぎるのではないかというふうに私は思います。

このような姿勢が続く限り、日野町議会、これから先も行政と、執行側と信頼関係を醸成していくのは非常に難しいというふうに私は感じております。今回の責任の所在もまだはっきりしておりませんし、どういう責任のとり方をしていくということも表明していらっしゃらない中で、この議第40号に対して私は承認することはいたしかねます。

以上のことにより、私の反対討論とさせていただきます。

議長（杉浦和人君） ほかに討論はありませんか。

7番、齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） 予算特別委員長報告に対する反対討論が出されましたので、私の方から賛成の立場で討論をさせていただきます。

午前中行われました予算特別委員会において、議第40号、平成29年度日野町一般会計補正予算（第9号）が審査されました。わらべ保育園運営事業に係る会計処理における歳出の部分が計上されていなかったという行政職員のミスによるものであり、その対応がスピーディーにされずおくれたことで、予算委員会が最終日まで持ち越されたことについては、今日も議会への謝罪がされたところでございます。その反省と対応、対策が述べられました。その対策として、30年度にはしっかりと再発防止の職員研修を行い管理体制を整えていただくこと、そして教訓を生かしていただくことを要望することは議会議員、全ての願うところであります。

補正予算の問題とされていますわらべ保育園運営事業につきましては、保育士等の処遇改善の予算計上であり、保育士の処遇が低いことから、公私間の格差の解消に向け、保育士さんの給与を上げる対策として国からの対策支援するものであることから、重要な事業であります。事業内容につきましては、何ら問題なく予算に反対するに値するものではないと考えます。議会は予算の内容を重点に置き、審査する予算特別委員会ではなくてはなりません。

委員の良識ある判断をしていただきますことを願ひまして、賛成討論といたします。

議長（杉浦和人君） ほかに討論ございませんか。

12番、池元法子君。

12番（池元法子君） 私は請願第16号、主要農作物種子法に代わる公共品種を守る新しい法律をつくることを求める請願に賛成する立場で、また委員長報告の継続に反対する立場で討論を行います。

今年の4月から主要農作物種子法、種子法とっておりますが、それが廃止をされます。これは昨年の通常国会で政府が提案した廃止法案が可決成立したからです。衆参両院の国会審議に費やされたのはわずか11時間半でした。種子法は1952年に国、都道府県が主導して基礎食料である米、麦、大豆等の有料品種の生産普及を図ることを目的につくられました。同法により、地域の実態に合った息の長い品種の開発には試験場などの役割が欠かせません。廃止の理由を農水省は種子法が民間企業の参入障壁になっている。民間活力を活用する上で種子法は邪魔な存在だということです。かつては野菜の種子は全て国産でしたが、最近ほとんどが海外で生産され、しかも一代限りなのです。農家は毎年種を買わなければならない仕組みになっています。

なぜ種子法が廃止に追い込まれたのでしょうか。それは2013年、日本がTPP交渉に参加したとき、安倍首相が訪米して日米並行協議が行われ、その協議で日本政府は遺伝子組み換え作物の販売で有名なモンサント社などの意向を酌み、日本の各省庁に検討させ、必要なものは規制改革推進会議に付託するというルールが引かれ、種子法も廃止が推進会議のテーブルにのり、国の審議会などを経ることなくわずかな半年という超スピードで法案が通ってしまったのです。この規制改革推進会議には農業関係者や消費者の参加はなく、その意見を聞くことなく政策決定が強行されることに怒りの声が上がっています。あつという間のことで、農家の人でも理解されていない方もたくさんおられるでしょう。非農家である私などは種子法が何たるかも、種子法が廃止されたら私たちの生活にどのような影響を及ぼすのかもよく分かっていませんでした。しかし、これは私たちの子孫に与える重大な問題だと気づかされました。

私たち日本の食を支えてきた米、麦、大豆などの主要農産物を安定供給するために優良な種子の生産・普及を国が果たすべき役割と定めていたのが主要農作物種子法です。この法律のもと、日本の米は安心、安全で、国内で生産される米の種子は100パーセント供給してきました。この種子法の廃止は遺伝子組み換え種子などを開発するグローバル企業などの要望に応えたもので、このままでは日本の種子市場が支配され、多国籍企業が開発する遺伝子組み換え種子しか選べなくなる可能性が指摘されています。我が日本が太古より積み上げてきた稲作の技術の結晶である種子が、民間や外資の金もうけの道具にされ、遺伝子組み換え作物の種子を扱うモンサント社などに日本の国民の食の安全を脅かされるのは火を見るより明らかです。

一代限りの種子、遺伝子組み換え種子は人間の体にも影響を及ぼし、子どもがで

きない体、人間の体の遺伝子にも影響を与えるのです。私たちは国民の主食である米などの優良な種子を守り、子どもたちに安全な食料を食べさせたい。これは親たちの切なる願いであり、その願いは私たち子どもだけではなく、日本の国の子孫に、未来の安心につながるものです。

ですから、この種子法の廃止のことで昨年7月、有機農家や消費者団体、農協組合長らが手を組み、日本の種子を守る会が発足しています。当然、我が町の農協も同じ方向に進んでいます。お隣の東近江市議会でも継続になりましたが、この農協の意向を含めた意見書を6月議会に出そうということで継続とされました。私もそういうことなら継続に納得ですが、日野町議会の委員会での継続とは随分意味合いが違うようです。また、近江米産地の滋賀県も、県内で生産される米は、種子法に基づき農協を通じて供給される種子を使用しており、生産者から種子の安定供給や価格に影響が出るのを懸念する声や、民間企業から種を買う不安の声が寄せられたことから、県は今月中に要綱を策定し、種子法とほぼ同様の内容を引き継ぐと発表しています。公有財産である滋賀の種を守る、再生産可能な農業を守るという、この県の取り組みが後退しないよう、後押しするためにも採択して意見書を上げることが大切だと思います。

しかし、委員会審査においてこの請願内容より、自分の気分感情で請願人を愚弄するような発言が出されたことは、同じ日野町議会の議員として大変残念で恥ずかしいことです。請願人は私と同じ地域の住民であり、42年間企業に真面目に勤め上げて昨年定年を迎えられ、兼業農家として7反の田んぼをつくり、農業組合の役や区の役など何年もかかわり、新年度は区長に選ばれ、地域の人からの信頼も厚い人です。請願権は憲法16条に、何人も損害の救済、公務員の罷免、法律、命令または規則の制定、廃止または改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人もかかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けないと規定され、請願権を国民の基本的権利の1つとして保障をしています。この請願権を否定するような意見を発することは日野町議会の品位を落とすこととなります。また、国会で決められたことだから町議会が口出しすることではない趣旨のことを言われる議員もおられます。これも請願権の否定につながるとともに、憲法で地方自治について定められている、国が国民の意思と外れた政治を行ったとき、地方自治体が国に要望書や意見書を出すことができることを保障していますが、この地方自治体のあり方も否定することになりかねませんし、国民主権も否定することになります。

この種子法の廃止が私たち日本人の未来にとってどれだけ危険なことか分かっていたと思います。いろいろな現象があらわれるのは少し先のことでしょうが、子孫のために今、止めようではありませんか。

良識ある議員の皆さん、この請願に賛成していただくことを心から訴えまして、

私の討論といたします。

議長（杉浦和人君） ほかに討論ございませんか。

2番、後藤勇樹君。

2番（後藤勇樹君） それでは、私からは請願第16号、主要農作物種子法に代わる公共品種を守る新しい法律をつくることを求める請願に対して、産業建設常任委員会の中で継続審査という判断が出ましたので、これに賛成する立場から討論をさせていただきます。既に産業建設常任委員会におきましては全会一致にて継続審査ということになっておりますので、もちろん産建委員会の構成議員の皆さんはこれに賛成されるということをお話をさせていただきます。

まず、この種子法というものですけれども、これは1951年にサンフランシスコ講和条約が発効いたしまして、日本が改めて独立を勝ち取りまして、その1年後に制定された法律でございます。当時、日本は戦後まだ間もない時期でして、非常に食料不足、いろんな混乱、こういう状況にございました。そんな中でこの種子法というのが米、麦、大豆、この3品種についてしっかりこれから安定供給していこうという目的で国が制定したものでございまして、二度と国民を飢えさせない、こういう国のはっきりとしたメッセージが込められた、非常に尊い法であるというふうに私も認識しております。そのおかげで日本ではそれ以降、お米や麦や大豆、こういったものがきちんと私たちの口に入るようになってきました。

ですが、今現在はどうかといいますと、お米がどちらかという余るような状態になってきています。米、麦、大豆ですけれども、お米が一番ですので、お米を例にとって言いますと、何とかしてお米の消費を増やそうという運動もされているぐらいでございます。

今の先ほどの反対討論の中にも、遺伝子組み換えであるとか安全性のお話が入っておりました。よくこの種子法に関して書かれている文書などを読んでおきますと、すぐに遺伝子組み換え、農薬、そして安全性、こういうお話が出てくるわけでございますが、種子法というのは米、麦、大豆の安定供給についてのみ決められた、そういう法律でございます。安全性であるとか、またあるいは遺伝子組み換え、こういったものに対しましては厚生労働省の食品衛生検査、あるいは安全性検査、こういったものできっちり検査されておりますし、また種子を守っていく、種を守っていく、こういった部分におきましては種苗法というのがございまして、こちらできっちり規定されております。法治国家である日本におきまして、こういった種苗法であるとか厚生労働省の検査、こういったものをやり過ぎしてそういったものが入ってくるというのはちょっと考えにくいことであると思ひますし、そもそも種子法とそれらは全く関係ございません。種子法は非常に尊い法であるというふうに私も思ひますが、現在ではその役目を既に終えているものというふうに認識いたし

ております。

先ほども県、国が安定供給というお話が出ておりましたが、県が毎年、県の奨励米、奨励品種というそういうお米を選定しております。県が自ら開発して育てた、そういう品種がこの70年近くずっと毎年奨励品種に採用され続けているわけです。じゃあ民間は全くそういったものの開発をしていないかということ、民間の中でもすぐれた品種のお米が開発されてきております。ですが、これらは業務米というふうに呼ばれておまして、コンビニのお弁当であるとか、おにぎりであるとか、あるいは牛丼のお米であるとか、ファミレスで使われるお米であるとか、こういったものに使われております。そういったお米は、そしたら県の奨励米より高いかということ、こういったものの方がコストが安く抑えられるからということで、そういった業者さんは使ってらっしゃるわけですから、民間が開発したら高くなる、これはちょっとおかしいように私は思います。

また、民間が開発すると危険である、民間に委ねちゃうと高くなる、こういうふうにおっしゃるのであれば、野菜の種は最初から種子法に関係ございませんので、最初から民間主導です。じゃあ、野菜の種は高騰しているか。遺伝子組み換えが横行しているか。そんなこともございません。一旦植えたら次の年には種がつかない、実らない、こういった品種のことをF1種と呼びます。今現在、タマネギやあるいはニンジンなどでもF1種、普通にこの辺の農家さんも植えてらっしゃいますし、私どもも植えております。それ、食べております。こういったものに対してまで危険性を唱えられるんでしたら、この辺の農家さん、もうつくれなくなってしまいます。

そういった部分から見ましても、確かに何度も申し上げますが、種子法は尊い、尊い法でございますが、既にその役目を終えております。さらに県としてもこの種子法にかわる新しい対応できるものを考えている、こういうふうにも伺っております。そしたら、もうこれは県に任していけばいいのではないかと、そういうふうには私は思いますので、今回の産建委員会にて継続審査ということになりましたこの請願に対して、継続審査を私は支持させていただきます。

以上です。

議長（杉浦和人君） ほかに討論ございませんか。

—な し—

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議第9号から議第22号まで（日野町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準等を定める条例の制定についてほか13件）および議第24号から議第38号まで（平成29年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第

3号)ほか14件)、議第40号を除く議第41号、平成29年度日野町一般会計補正予算(第10号)については、別に反対討論がありませんので、一括採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長(杉浦和人君) ご異議なしと認め、一括採決いたします。

各案に対する委員長報告は、議第9号から議第22号まで(日野町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準等を定める条例の制定についてほか13件)および議第24号から議第38号まで(平成29年度日野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)ほか14件)、議第41号、平成29年度日野町一般会計補正予算(第10号)については、委員長報告は原案可決であります。各案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

議長(杉浦和人君) ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第9号から議第22号まで(日野町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準等を定める条例の制定についてほか13件)および議第24号から議第38号まで(平成29年度日野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)ほか14件)、議第41号、平成29年度日野町一般会計補正予算(第10号)については、委員長報告のとおり原案可決と決しました。

お諮りいたします。次に、議第40号、平成29年度日野町一般会計補正予算(第9号)については反対討論がありましたので、議第40号、平成29年度日野町一般会計補正予算(第9号)について採決いたしたいと思います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立多数－

議長(杉浦和人君) ご着席下さい。

起立多数であります。よって、議第40号、平成29年度日野町一般会計補正予算(第9号)については、委員長報告のとおり原案可決と決しました。

続いて、請願第16号、主要農作物種子法に代わる公共品種を守る新しい法律をつくることを求める請願について採決いたします。

本請願に対する委員長報告は継続審査であります。本案は委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立多数－

議長(杉浦和人君) ご着席下さい。

起立多数であります。よって、請願第16号、主要農作物種子法に代わる公共品種を守る新しい法律をつくることを求める請願については、委員長報告のとおり継続

審査と決しました。

日程第6 決議案1号、北方領土問題の解決促進等を求める意見書決議についてを議題といたします。

決議案の内容は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

総務常任委員会委員長 9番、富田 幸君。

9番（富田 幸君） それでは、日程第6 決議案第1号、北方領土問題の解決促進等を求める意見書決議についての提案趣旨説明を行います。

北方領土は戦後72年余りを経て、なお返還のめどが立たず、元島民の方の高齢化が進み、6割の方が亡くなられており、一刻も早い領土問題の解決が強く望まれているところでもあります。毎年2月7日の北方領土の日には、政府と元島民、返還運動団体の地方六団体など官民の関係者が一堂に会し、北方領土返還要求運動が一層幅広く発展することを願うとともに、北方領土の早期返還を求めるかたい決意を内外に表明するものとして、北方領土返還要求全国大会を開催されています。滋賀県においても今年も2月13日に、2018北方領土の日県民のつどいが開催され、日野町議会からも参加をいたしました。県民全体の意識の向上を期するとともに、中学生作文コンクールの実施など、学校現場における北方領土教育の充実にも言及しております。北方領土問題の解決に向けてなかなか進展が見られませんが、全国各地でこのように粘り強い取り組みを進められています。島民の悲願であり、何とか実現したい。先行きは長い話ですが、地方議会においてもしっかりと支援していくことが大事だと考えています。意見書（案）を熟読いただき、ご理解ご賛同を賜りますよう、お願いをいたします。

なお、提出先の政府関係機関は次のとおりでございます。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣であります。

以上、提案趣旨説明といたします。

議長（杉浦和人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

12番、池元法子君。

12番（池元法子君） それでは、決議案第1号、北方領土問題の解決促進等を求める意見書について、この意見書が審査された委員会の委員であります對中議員が体調不良で欠席であり、共産党議員としての発言ができなかったために、この意見書に反対する立場ではありませんが、発言をさせていただきます。

この領土問題を歴史的に見ると、1855年の日露通好条約、1875年の樺太・千島交換条約の結果、全千島列島が日本の歴史的領土となっています。ですから、日露領土交渉にあたってはこの到達点を土台に据えるべきであるのです。日本政府はヤルタ協定の千島列島の引き渡し、それに拘束されたサンフランシスコ平和条約での千島列島の放棄は、領土不拡大という第二次世界大戦の戦後処理の大原則に背く不公平なものだったことを正面から認めるべきであり、サンフランシスコ平和条約の千島関連条約を廃棄、無効化して、千島返還を要求する国際法上の立場を確立して、千島列島の全面返還を内容とする平和条約締結の交渉を行うべきであるのです。つまり、簡単に言うと、第二次世界大戦の大原則は領土不拡大。これは歴史的背景をしっかりと踏まえ、戦争前に平和的に獲得していた領土はその国のもの。戦争で拡大した領土は返すのが原則ですので、歴史的に齒舞、色丹、国後、択捉、そして北千島諸島の全千島が返還の対象であるのです。日本政府が戦後処理の不正を正すという立場に立つことこそ、日露領土問題を解決する唯一の道であることは、日ソ共同宣言からの長年の歴史の教訓であります。

また、意見書（案）の記、2項目の学校現場における青少年に対する北方領土教育等の充実と強化を図るとあります。歴史的な事実を子どもたちに正確に伝え、教えることが北方領土問題の解決につながると考え、私の賛成の討論といたします。

議長（杉浦和人君） ほかに討論ありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

決議案第1号、北方領土問題の解決促進等を求める意見書決議について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、決議案第1号、北方領土問題の解決促進等を求める意見書決議については、原案のとおり可決することに決しました。

本意見書決議は、日野町議会議長名において政府関係機関宛てに送付をいたします。

ここで暫時休憩いたします。

－休憩 16時41分－

－再開 16時42分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

会議の都合上、会議時間を延長いたします。

ただいま、町長より追加議案の提出がございました。

お手元の議事日程第7から日程第8をそれぞれ繰り下げ、日程第8から日程第9として、日程第7に新たに議第42号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを追加することにご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、日程に追加いたします。

日程第7 議第42号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

日程第7 議第42号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（藤澤直広君） それでは、日程第7 議第42号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本案につきましては、平成29年度日野町一般会計補正予算（第8号）の歳入歳出に誤りがあり、議案の撤回を起し、議会との信頼を損ねるとともに予算審議を停滞させ、町民の皆様に多大な迷惑をおかけしたことに對し、改めて深くおわびを申し上げます。私としては、その責任を痛感し、町長の給料月額を1カ月間10パーセント減額することとし、本案を提案させていただくものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、今後このようなことが起こらないように事務処理体制に万全を期し、町民の皆さんの信頼回復を図るべく全力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。なお、休憩中には議員全員協議会を開催いたしますので、議員の皆さんにおかれましては第2委員会室にお集まりをお願いいたします。

それでは暫時休憩いたします。

－休憩 16時45分－

－再開 17時00分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議第42号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

5番、谷 成隆君。

5番（谷 成隆君） 先ほど全員協議会で説明いただきましたことについて、質疑に入りたいと思います。

この町長の給料につきまして1カ月を10パーセントを減額するという事をお聞きしたんですけども、これは何か根拠があってされたと思うんですけど、何を根拠にされたのかをお聞きしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 5番、谷 成隆君の質問に対する当局の答弁を求めます。

総務課長。

総務課長（西河 均君） 今、谷議員の方から議第42号の特別職の職員の給与等に関する条例の改正につきまして、町長が自ら給料削減されました、10パーセント1カ月間の根拠についてお尋ねいただきました。これにつきましては、過去にもご自身で給料カットを申されている事例もございます。そしてまた、近隣で最近、直近で起こっている事例等もございますので、そういうなんを勘案してご自身で決められたものだというふうに私どもは理解をしています。

以上でございます。

議長（杉浦和人君） 谷 成隆君。

5番（谷 成隆君） 町長さんが決められたということで、29年度に入りまして4回目のこのような失態があったということで、本人が決められたということで、今お聞きしたんですけども、今も周りの市町でもそういう結果があって、もうちょっと長かったような気がするんですけど、そんなことはないんですか。これはもう、本人が決めはったら、そういう失態ということで、処分を決めるということなんですか。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（西河 均君） 町長自らがご判断されたものでございますので、私どもはそれに対して言うことはございませんので、よろしくお願いたします。

議長（杉浦和人君） 谷 成隆君。

5番（谷 成隆君） よく分かりました。今後またこれに続いてないように、よろしくお願したいと思います。終わります。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

—な し—

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、

ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第7議第42号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託を省略し、討論を行い、採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

－なし－

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。日程第7議第42号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、日程第7議第42号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第8議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第119条の規定により、お手元へ配付の議員派遣一覧表により議員を派遣することにいたしたいと思っております。

なお、派遣の変更および緊急を要する場合は、議長において決定いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、派遣についてはそのように決定いたします。

なお、派遣された議員は、派遣結果報告を議長までお願いいたします。

日程第9委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長からお手元へ印刷配付いたしました文書表のとおり、会議規則第71条の規定に基づき、閉会中の所管事務の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の

継続調査とすることに決しました。

お諮りいたします。予算特別委員会および人口減少対策特別委員会および地域経済対策特別委員会ならびに議会広報特別委員会は、問題調査のため、引き続き設置いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、引き続き設置することとし、閉会中の調査をお願いいたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

町長（藤澤直広君） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、ただいま提案させていただきました平成30年度予算をはじめとして、本会議に提案させていただきました議案について慎重審議を賜り、原案どおり可決いただきましたことに厚く御礼を申し上げる次第でございます。

そしてまた、先ほどは私の報酬の削減につきましてもご理解をいただいたところでございますが、今議会におきましては平成29年度補正予算（第8号）において撤回をお願いせざるを得ないというようなミスを犯したことにつきましては、改めてこういうことが二度と起こらないようにおわびを申し上げ、対応をしまいたいとこのように思っております。

わらべ保育園の処遇改善の必要性について、補正予算を計上しなければならないことについては承知をしておったところでございますが、補正予算の計上過程の中で歳入歳出予算のそごが明らかなことになり、撤回にまで及んだことについては大変申しわけなく思っておりますし、もう少しスピーディーな解決に努めるべきだということについても真摯に受けとめ、今後の事務処理の改善に努めなければならないと肝に銘じたところでございます。本当にご迷惑をおかけしました。申しわけございません。

さて、今議会でお認めいただきました平成30年度予算や平成29年度補正予算の中では、地方創生交付金事業で進めてまいりました日野菜の加工場の竣工、さらには日野駅舎の改築の課題、まちなか観光交流拠点、さらには女性活躍支援施設の整備、こうした事業にも取り組んでまいり、またまいるところでございますが、ハードだけではなくて、その適正な運用に向けてもしっかりと取り組まなければならないものこのように思っております。また日野小学校の給食施設の竣工に伴い、米飯給食に伴う完全給食を実施すること、さらには学童保育所ヒノキオの増設、そして待機児童解消の取り組みなど来年度においてもしっかりと進めてまいりたい、この

ように思っております。また、西大路の市街化区域定住団地整備の検討につきましても、特別委員会で報告をさせていただいたところでございますが、こうした定住対策についてもしっかりと取り組んでまいりたい、このように思っております。

本日ご可決いただきました予算をはじめとして、今議会でご議論の中で、ご意見、ご提言を賜ったことも含めて30年度の中でしっかりと生かしてまいりたい、このように思っております。

なお、ご心配いただいております副町長の選任につきましては、引き続き選任に向けて努力をしてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いする次第でございます。

議員各位におかれましては年度末、年度初めを控え、公私ともご多用のことと存じますが、健康には十分ご留意いただきまして、各方面でますますご活躍をいただきますことをご祈念申し上げ、閉会にあたりのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（杉浦和人君） 去る3月1日から本日まで、平成30年度日野町一般会計予算をはじめとする、数多くの諸案件の審議に当たられました議員各位のご苦勞に深く感謝を申し上げます。

平成29年度もあとわずかとなってまいりました。行政執行担当者には、それぞれの事務事業の完了に向け、適切な処理をお願いするとともに、平成30年度の各会計予算および事務事業の執行についても万全を期して、計画どおり遂行されるようお願いを申し上げます。

草木のつぼみも膨らみ始め、春の気配が一気に感じられるようになってまいりました。4月になりますと、学校の入学式、あるいは社会での就職と新しい門出も始まります。議員各位におかれましても、十分ご自愛いただきながら、心身ともに新たな感覚で町政発展と住民福祉の向上にご奮闘いただきますようお願い申し上げます、平成30年第2回日野町議会定例会を閉会いたします。

一同起立、礼。

— 起 立 ・ 礼 —

議長（杉浦和人君） ご苦勞さまでございました。

— 閉会 17時11分 —

地方自治法第123条の規定により署名する。

日野町議会議長 杉浦 和人

署名議員 谷 成隆

署名議員 蒲生 行正